

J A おおふなとのご案内 2026



地域とともに明日を耕す

Growing Tomorrow Together.

○ あいさつ	1
○ プロフィール	3
○ J A おおふなとの考え方	
経営理念と経営方針	4
経営管理体制と事業の概況(令和7年度)	5
事業活動のトピックスと農業振興活動	6
地域貢献情報	7
リスク管理の状況	10
自己資本の状況	14
○ 主な事業の内容	
・信用事業	15
・共済事業	23
・経済事業	25
・指導事業	27
・福祉事業	27
○ 経営資料	
I 決算の状況	
貸借対照表	29
損益計算書	31
注記表	33
剰余金処分計算書	58
部門別損益計算書	59
財務諸表の正確性等にかかる確認	61
会計監査人の監査	61
II 損益の状況	
最近5事業年度の主要な経営指標、利益総括表	62
資金運用収支の内訳、受取・支払利息の増減額	63
III 事業の概況	
信用事業	64
・貯金に関する指標	64
・貸出金等に関する指標	64
・内国為替取扱実績	69
・有価証券に関する指標	69
・有価証券等の時価情報等	69
・預かり資産の状況	70
共済取扱実績	70
・長期共済新契約高・長期共済保有高	70
・医療系共済の共済金額保有高	71
・介護系その他の共済の共済金額保有高	71
・年金共済の年金保有高	71
・短期共済新契約高	71
農業関連事業取扱実績	72
生活その他事業取扱実績	74
指導事業	74
IV 経営諸指標	
利益率	76
貯貸率・貯証率	76
職員一人当たり指標	76
一店舗当たり指標	76
V 自己資本の充実の状況	
自己資本の構成に関する事項	77
自己資本の充実度に関する事項	79
信用リスクに関する事項	84
信用リスク削減手法に関する事項	92
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	94
証券化エクスポージャーに関する事項	94
CVAリスクに関する事項	95
マーケット・リスクに関する事項	95
オペレーショナル・リスクに関する事項	95
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	96
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	98
金利リスクに関する事項	98

VI 連結情報

グループの概況	101
・ グループの事業系統図	101
・ 子会社の状況	101
・ 連結事業概況(令和7年度)	102
・ 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	102
・ 連結貸借対照表	103
・ 連結損益計算書	105
・ 連結キャッシュ・フロー計算書	107
・ 連結注記表	109
・ 連結剰余金計算書	133
・ 農協法に基づく開示債権	164
・ 連結事業年度の事業別経常収益等	135
連結自己資本の充実の状況	135
・ 自己資本の構成に関する事項	136
・ 自己資本の充実度に関する事項	137
・ 信用リスクに関する事項	142
・ 信用リスク削減手法に関する事項	150
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	151
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	151
・ CVAリスクに関する事項	152
・ マーケット・リスクに関する事項	152
・ オペレーショナル・リスクに関する事項	152
・ 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	152
・ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	154
・ 金利リスクに関する事項	154

○ JAの概況

組合員等の状況	155
役員の状況	156
組織の機構図	157
会計監査人の名称	158
店舗・施設一覧	158
沿革	160

(金額表示の単位未満は端数を切り捨てしているため内数と合計額は必ずしも一致しません)



ごあいさつ

大 船 渡 市 農 業 協 同 組 合

代 表 理 事 組 合 長

猪 股 岩 夫

日頃より、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

ＪＡおおふなとは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当ＪＡに対するご理解を一層深めていただくために、当ＪＡの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「ＪＡおおふなのご案内 2026」を作成いたしました。

皆さまが当ＪＡの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

さて、「食」と「農」を支える生産基盤は、農業就業者の減少や耕地面積の縮小、少子高齢化による労働力不足に加え、近年は鳥獣害や熊の出没リスクの高まりも重なり、依然としてその脆弱性が深刻化しています。また、地球温暖化に伴う気候変動や国際情勢の不安定化、原材料・エネルギーコストの高騰などが重なり、生産資材の価格が高止まり、農業経営に大きな負担となっています。

生産者と消費者との関係においては、端境期の需給逼迫と在庫の減少を背景に米価が上昇しましたが、米の買い控えや米離れの懸念も生じており、生産者と消費者の双方が納得できる価格形成や輸入に頼らない農産物の安定供給など、新たな課題も浮上しています。

金融面では、昨年末の日本銀行の政策金利が約 30 年ぶりの高水準に引き上げられ、資金調達コストが上昇しています。さらに、有価証券の評価損の増加もＪＡ運営に影響を及ぼしており、財務の健全性の確保が求められております。

このような情勢のなか、当ＪＡでは、第 47 回ＪＡ岩手県大会で決議した優先的方針をもとに策定した「第 8 次中期 3 ヶ年計画」の 2 年目を迎えます。計画の着実な実践に向け、組合員との徹底した対話による「自己改革実践サイクル」に取り組み、「組合員と地域にとってなくてはならない組織」を目指して、関係機関と連携し、役職員・組織が一丸となって、令和 8 年度の事業運営に取り組んでまいります。

結びに、当ＪＡの事業運営に際して組合員をはじめ、地域の皆さまのご理解あるご協力に感謝を申し上げますとともに、系統団体・関係機関のご指導に厚く御礼を申し上げ、ごあいさついたします。

令和 8 年 6 月

★ プロフィール



創	立	昭和 41 年 3 月
本店所在地	大船渡市大船渡町	Tel0192-26-5211 (代)
営業地区	大船渡市・陸前高田市・住田町	
総資産	112,819 百万円	
貯金	107,137 百万円	
貸出金	24,373 百万円	
出資金	1,496 百万円	
組合員数	19,356 人	
役員数	24 人	
職員数	175 人	
単体自己資本比率	15.94%	

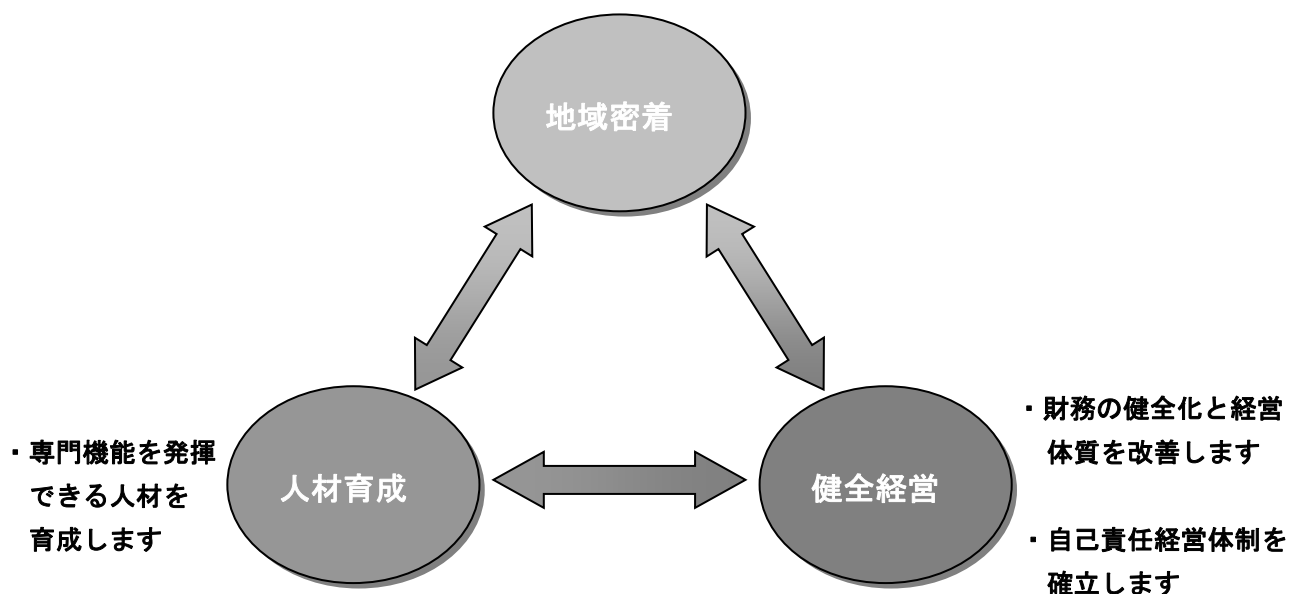
<令和 8 年 2 月 28 日現在>

★ J A おおふなとの考え方

経営理念と経営方針

【経営理念】

- ・ 地域に密着した事業を展開し、地域の発展に貢献します



【経営方針】

経営の健全性、管理体制の確立

自己資本の一層の充実

財務の健全化と経営基盤の強化

コンプライアンス態勢と
リスク管理態勢の確立

【経営管理体制】

◇ 経営執行体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の常勤理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っております。

令和 7 年度の事業概況

主な事業の概況は以下のとおりです。

◇信用事業

- ・利用者の利便性向上に向けて、ＪＡネットバンクやＪＡバンクアプリ、新 NISA 口座の利用促進を展開
- ・農業者に対し、ＪＡバンク利子補給や公的な利子補給制度を活用した支援を実施
- ・専任の融資担当者を配置し、訪問活動を強化するとともに、組合員・利用者のライフイベントに対応した生活資金の提供を実施

◇共済事業

- ・安定的な事業基盤の維持・拡大を図る為、３Ｑ活動やあんしんチェックの実践
- ・自動車共済お見積りキャンペーン」を通じた、安心保障の提供と、自動車事故発生時の処理迅速化、および相談対応強化を実施

◇購買事業

- ・ＪＡおおふなと施肥合理化推進協議会および各防除暦検討会と連携し、肥料・農薬・資材の一括予約注文による価格低減の実施
- ・ＪＡ広報とチラシを中心に「安心・安全・健康」なＡコープ商品の普及拡大
- ・米の消費拡大と稲作農家の所得増大を目的とした「気仙産玄米」販売の実施
- ・ＪＡ全農エネルギー（株）の代理店として「ＪＡでんき」の普及拡大

◇販売事業

- ・気仙管内主要野菜の認知度向上と地産地消の拡大を図るため、地元量販店と連携し気仙野菜コーナーを設置、販売促進活動の実施
- ・ＪＡタウン等のＥＣサイト利用促進、販売強化

◇営農指導事業

- ・「農家組合員の所得増大と農業生産の拡大」を実現するため、出向く活動を起点とした訪問活動の実施
- ・各市町及び関係機関と連携し、新規就農希望者への相談会や栽培者募集の説明会を開催したほか、新規就農者への経営相談や指導を実施
- ・食農教育の一環として、管内小学校が行う農業体験活動への水稻苗提供及び栽培指導を実施したほか、農福連携による労働力確保の足掛かりとして、岩手県立気仙光陵支援学校への出前講座の開催

事業活動のトピックスと農業振興活動

事業活動のトピックス（令和7年度）

- ・ 第59回通常総代会
- ・ みのり監査法人監査
- ・ 定例理事会、監事会
- ・ 監事監査、内部監査
- ・ JAおおふなとゲートボール大会
- ・ JAおおふなとグラウンド・ゴルフ大会
- ・ JAおおふなと夏秋野菜販売促進会
- ・ JAさがえ西村山「おおふなとフェア」
- ・ 令和7年度JAまつり
- ・ わくわく純情プランター
- ・ 准組合員モニターによる「JA施設見学会」および常勤役員との「意見交換会」
- ・ 仏壇、仏具展示会
- ・ 人形・ぬいぐるみ供養祭
- ・ 気仙小枝柿販売開始式
- ・ JAおおふなと組合長杯小学生バレーボール大会

農業振興活動

- ・ TAC職員、担い手金融リーダー、JA常勤役員による担い手農家の訪問活動
- ・ 記帳代行や申告支援、経営改善に向けた支援
- ・ 無料職業紹介所を通じたマッチング支援
- ・ 新規就農者への経営相談や指導
- ・ 収量確保と安定品質出荷に向けた指導
- ・ 花の委託契約栽培や農畜産物の収量確保と安定品質出荷に向けた指導
- ・ 生産性向上と経営安定を目的とした畜産農家への巡回指導
- ・ 新規就農希望者の相談会や栽培者募集の説明会を開催
- ・ ICT技術研修会等の開催
- ・ 農業用廃プラスチックの回収
- ・ 市民ふれあい農園の開設
- ・ 食農教育の一環として、管内小学校が行う農業体験活動への水稻苗の提供
- ・ 農福連携の岩手県立気仙光陵支援学校の生徒へ農作業の紹介
- ・ 家庭菜園教室の開催

【全般に関する事項】

協同組織の特性

当組合は、大船渡市・陸前高田市・住田町を事業区域として、主に農業者を中心とした地域の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員のみなさまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員のみなさまや、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

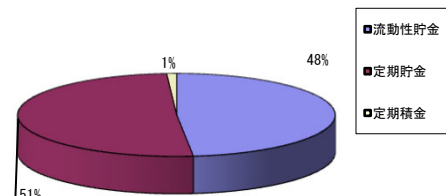
組 合 員 数	19,356	出 資 金	1,496,025千円
---------	--------	-------	-------------

【地域からの資金調達の状況】

貯金積金残高

(単位：千円)

種 類	令和7年度末残高
流 動 性 貯 金	51,770,423
定 期 貯 金	54,277,181
定 期 積 金	1,089,563
合 計	107,137,168



貯金商品

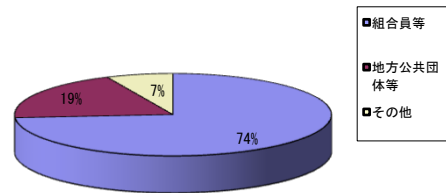
- 年金定期貯金「かがやき」
- 相続定期貯金
- 葬祭定期貯金「いしずえ」
- 葬祭定期積金「いしずえ」

【地域への資金供給の状況】

貸出金残高

(単位：千円)

種 類	令和 7 年度末残高
組 合 員 等	17,977,142
地 方 公 共 団 体 等	4,733,223
そ の 他	1,663,588
合 計	24,373,954



農業融資 取扱状況

(単位：千円)

種 類	令和 7 年度末残高
プ ロ パ ー 資 金	331,207
農 業 近 代 化 資 金	403,933
そ の 他 制 度 資 金	304,582
合 計	1,039,723

融資商品

地域農業者に対する資金メニュー

- 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）
- 農業近代化資金
- 担い手強化資金
- アグリマイティ資金
- JA農機ハウスローン・・・・・・・・・・ほか

【文化的社会的貢献に関する事項】

情報提供活動

- 組合員だより等のJA広報誌の発行
- インターネットを通じた組合員等利用者への情報提供
- ホームページURL

<https://www.jaiwate.or.jp/ofunato/>



【文化的・社会的貢献に関する事項】

小学生バレーボール大会へ
協賛し、子供たちの夢と健康
育成を応援しました！



支援を必要とする子育て世帯へ
夏休み・冬休み期間の食糧支援
として岩手県産米を寄贈しまし
た。

【利用者ネットワーク化への取り組み】

グラウンド・ゴルフ大会を
開催し、健康増進と生きがい
づくりを応援しました！



リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価

証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

金融 A D R 制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当 J A では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、J A バンク相談所や J A 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 J A の苦情等受付窓口（電話：0192-26-5215（月～金 午前9時～午後5時））

② 紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

①の窓口または J A バンク相談所（一般社団法人 J A バンク・J F マリンバンク相談所、電話：03-6837-1359 午前9時～午後5時 金融機関の休日を除く）にお申し出ください。なお、お客様は J A バンク相談所を通じて弁護士会仲裁センター等をご利用いただけます。

・ 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話 : 03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 A D R

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

内 部 監 査 体 制

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A の本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自 己 資 本 の 状 況

自 己 資 本 比 率 の 状 況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和８年２月末における自己資本比率は15.94%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなど各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

○ 普通出資による資本調達額 1,496 百万円（前年度 1,524 百万円）

★ 主な事業の内容

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などのいわゆる金融業務を行っております。この事業は、みなさまの地域の「ＪＡバンク」と県内のＪＡバンクをとりまとめている「ＪＡ岩手県信連」。さらに、全国のＪＡバンクを総合的にバックアップしている「農林中央金庫」と

いう三段階の組織が結びつき、みなさまに確かな金融サービスを提供しております。

また、岩手県収納代理金融機関をはじめ、各種の収納事務及び日本政策金融公庫等の事務取扱店として広くみなさまにご利用いただけます。

貯金のごあんない



組合員のみなさまをはじめ、地域や事業主のみなさまからの大切な貯金をお預かりしており、多彩な商品でみなさまのニーズにお応えしております。

(令和8年4月1日現在)

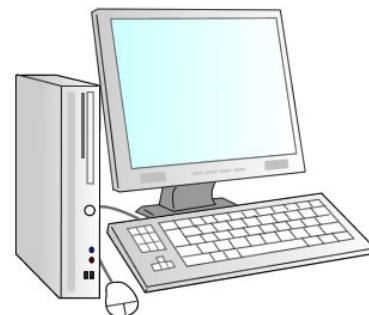
貯金の種類	特 徴
総合口座	普通貯金と定期貯金をセットし、一冊の通帳で「貯める」「受取る」「支払う」「借りる」の機能を備えた口座です。別冊扱いで定期貯金または定期積金をセットすることもできます。普通貯金のお支払い金額が残高を超える場合は、お預入れ定期貯金または定期積金の90%（最高限度額999万9千円）まで自動融資いたします。キャッシュカードやＪＡカードなどを合わせてご利用になりますといっそう便利です。
新総合口座	総合口座と貯蓄貯金を一冊の通帳にセットした便利な口座です。キャッシュカードを１枚にまとめたダブルストライプカードもご利用いただけます。
貯蓄貯金	個人の方にご利用いただけます。基準残高は10万円とし、金額階層別に5段階の金利でご利用いただけます。
当座貯金	小切手や手形をご利用いただく場合に便利な貯金です。
普通貯金	出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代わりとしてご利用いただける便利な貯金です。公共料金等の各種自動支払い口座として、また、給与や年金の自動受取口座として最適です。
納税準備貯金	原則として租税納付にあてる場合に払い戻しができ、利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、課税されます。入金には自由になります。
通知貯金	預入金額は5,000円以上からで、7日間据え置いていただく貯金とし、短期運用にご利用いただけます。解約する場合は、お受取日の2日前までに予告いただく貯金です。
定期積金	払込金額は1,000円以上からで、契約期間は6ヶ月以上10年までご利用いただけます。毎月一定の額を積立する定額式と、受取額をお決めいただき毎月積立する目標式をご利用いただけます。また、毎年満期金額をお受け取りできる満期分散型もご利用いただけます。（満期分散型とは、掛込金額が1,000円以上からで契約期間は2年以上10年以内です）
期日指定定期貯金	個人の方にご利用いただけます。預入金額は1円以上300万円未満で、預入期間は最長3年です。利息は1年ごとの複利計算となり、1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
スーパー定期貯金	預入金額は1円以上300万円未満と300万円以上の2種類で、各預入金額帯の預入期間は1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年の定型方式と、1ヶ月を超え10年未満までの間に満期日を指定できる期日指定方式をご利用いただけます。預入期間が3年以上の定型方式の利息は、6ヶ月ごとの複利計算となります。金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
自由金利型定期貯金	預入金額は1,000万円以上からで大口の資金運用に適した貯金です。預入期間は1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年の定型方式と1ヶ月を超え10年未満までの間に満期日を指定できる期日指定方式をご利用いただけます。預入期間が2年以上の定期貯金は、1年ごとに利息（中間払利息）をお受け取りできます。金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
変動金利型定期貯金	預入金額は1円以上からで、預入期間は1年、2年、3年をご利用いただけます。お預け入れ日から6ヶ月ごとにその時点の金利情勢によって金利が変動する貯金です。

JA個人ネットバンク

パソコンからのご利用

○24時間いつでも、どこでも、お気軽に

窓口やATMに行かなくても、ご自宅やお勤め先などのインターネットに接続されているパソコンから、平日・土・日曜日、祝祭日を問わず、残高照会や振込・振替などの各種サービスが24時間いつでもお気軽にご利用いただけます。



○操作がとっても簡単

手間のかかる専用ソフトのインストールが不要！！

普段、ご利用のブラウザ（ホームページ閲覧ソフト）で、しかも簡単なマウス操作やキータッチにより各種サービスがご利用いただけます。

○万全なセキュリティ対策

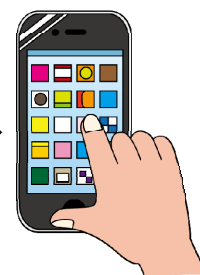
インターネットは、データの漏洩や盗難、偽造・改ざんなど様々な危険・脅威をはらんでおります。

こうした危険・脅威からインターネット上のお客さまの情報を保護するために、高度な暗号化技術（SSL128bit）を採用し、セキュリティの確保・維持に努めております。

スマートフォンからのご利用

○外出時でもOK！

外出先や出張先など日本全国どこからでも、スマートフォンがご使用可能エリアなら、現在お持ちのスマートフォンで、平日・土・日曜日、祝祭日を問わず、残高照会や振込・振替などの各種サービスが24時間いつでもお気軽にご利用いただけます。



JAバンクアプリ

キャッシュカードがあればスマートフォン等でアプリケーションをダウンロードし、来店不要ですぐにご利用いただけます。また、通帳の代わりとして口座残高・入出金明細が好きな時にアプリでチェックでき、投資信託の口座開設・購入・解約等や、払込票からバーコード・地方税統一QRコード（eL-QR）を読み込んで、税金・公共料金や通販代金等をお支払いいただくことも可能です。

★ＪＡバンクの確かな安心制度

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2025年３月末における残高は１,６５３億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2025年３月末現在で４,８６１億円となっています。

融資のごあんない

組合員のみなさまをはじめ地域のみなさまの暮らしや、農業や事業をおこなっているみなさまのご要望にお応えするため、各種ローンをご用意しております。目的にあわせてお気軽にご利用下さい。

★農業関連向けご融資

(令和8年4月1日現在)

融資の種類	資金のお使いみち等	ご融資額	ご融資期間	担保及び保証
営農ローン	営農等に必要な運転資金としてご利用いただけます。	500万円以内	1年(自動更新)	農業信用基金協会の保証を受けていただきますが、必要により個人保証または担保の提供をしていただく場合もあります。
アグリマイティ資金	農業及び農業関連事業を営む農業者等の方の設備運転資金としてご利用いただけます。	事業費の100%の範囲内 (再生可能エネルギー事業は1億円以内)	原則10年以内	農業信用基金協会の保証を受けていただきますが、必要により個人保証または担保の提供をしていただく場合もあります。
担い手強化資金		事業費の100%	対象事業に応じ25年以内(法定耐用年数等勘案)	
農機ハウスローン	農業機械導入資金等としてご利用いただけます。	1,800万円以内	10年以内	農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
受託貸付業務	県の農業改良資金や日本政策金融公庫の各種資金の受託業務貸付をお取り扱いしております。			
制度資金貸付	農業近代化資金・農業経営改善促進資金など各種制度資金をお取り扱いしております。			

★一般企業等事業者向けご融資

(令和8年4月1日現在)

融資の種類	資金のお使いみち等	ご融資額	ご融資期間	担保及び保証
普通保証	運転資金・設備資金にご利用いただけます。	ご相談に応じて決定しております。(資金使途等により貸出限度が設定されております。)	設備15年以内 運転5年以内	岩手県信用保証協会の保証を受けていただきます。
制度資金貸付	中山間地域活性化資金、特定農産加工資金などの各種制度資金貸付を取り扱いしております。 岩手県制度資金の一部、または大船渡市の中小企業者向けの制度資金を取り扱いしております。			

★個人向けローン

(令和8年4月1日現在)

融資の種類	資金のお使いみち等	ご融資額	ご融資期間	担保及び保証
住宅ローン (全期間変動金利型) (固定変動選択型)	ご本人ご家族がお住まいになる住宅の新築・増改築及び土地等の購入資金としてご利用いただけます。	20,000万円以内	50年以内	ご融資対象の土地、建物の担保が必要です。なお、必要により個人の保証をいただく場合も有ります。農業信用基金協会並びに(株)協同住宅ローンの保証もご利用いただけます。
リフォームローン	お住まいの住宅の増改築・リフォーム資金としてご利用いただけます。	1,500万円以内	20年以内	農業信用基金協会または保証会社の保証を受けていただきます。(一部の商品で土地・建物の担保が必要です)
賃貸住宅ローン	賃借住宅経営に必要な資金としてご利用いただけます。	40,000万円以内	30年以内	ご融資対象の土地、建物の担保が必要です。また、農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
教育ローン	ご子弟の入学金・授業料などの学費の支払い、下宿代等の資金にご利用いただけ、在学期間内で元金の返済を据え置くことができます。	1,000万円以内	16年10ヶ月以内	農業信用基金協会または保証会社の保証を受けていただきます。
フリーローン	資金使途が自由な生活関連資金としてご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	農業信用基金協会または保証会社の保証を受けていただきます。
マイカーローン (固定金利型) (変動金利型)	自動車・バイクの購入資金や点検・修理、車検等の費用にご利用できます。	1,000万円以内	15年以内	農業信用基金協会または保証会社の保証を受けていただきます。
カードローン	ご融資限度額の範囲内でご利用いただけます。	500万円以内	1年または2年 (以後自動更新)	農業信用基金協会または保証会社の保証を受けていただきます。
受託貸付業務	日本政策金融公庫の各種資金の受託業務貸付をお取り扱いしております。			

* 上記以外にも資金使途に応じた商品を取り揃えておりますので、JA窓口へご相談ください。

為替・登録金融機関業務のご案内

★為替

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗をはじめ、銀行や信用金庫などの各店舗と為替網（ネットワーク）を結び、お振り込み、ご送金、お取立を行っています。

★登録金融機関業務

みなさまの資金運用ニーズにお応えするため次の国債、投資信託を本店・大船渡支店・猪川支店・高田支店にて取り扱っております。

商 品		期 間	申込単位	発行	非課税の特典
国 債	新型窓口販売国債	2・5・10年	5万円	毎月	マル優・マル特の非課税制度がご 利用いただける場合があります。
	個人向け国債	10年（変動金利）	1万円	毎月	
		5年（固定金利）			
		3年（固定金利）			

商 品		申込単位	非課税の特典
投 資 信 託	セレクトファンド （NISA対象ファンド）22銘柄	10,000円以上、1円単位 （つみたては5,000円以上）	NISA対象ファンドは、NISA制度をご利用いただけます。

各種サービスのご案内

★ＪＡキャッシュサービス

ＪＡのキャッシュカードがあれば、全国の金融機関、コンビニエンスストアのＡＴＭ（現金自動預入支払機）で現金の入金・出金、残高照会がご利用いただけます。

また、当ＪＡのＡＴＭ（現金自動預入支払機）では入金・出金、残高照会の他に振込・振替、定期貯金の入金・解約（総合口座のみ）、ペイジー決済もご利用いただけます。

★給与振込サービス

給与・ボーナスがご指定の貯金口座で自動的にお受取りいただけます。また、振り込まれた資金はキャッシュカードにより、必要なときお引き出しいただけます。

★自動支払いサービス

各種公共料金（電話・電気・ガス・水道・ＮＨＫ受信料など）のほか、高校授業料・各種クレジット代金などを、普通貯金（総合口座）・当座貯金から自動的にお支払いしますので、お振り込みの煩わしさがなくなります。

★自動受取サービス

国民年金・厚生年金等各種年金や配当金などが、お客様の貯金口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取に出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配もありません。また、振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なときにお引き出しいただけます。

★自動積立サービス

毎月ご指定の口座からご契約の定期積金へ自動振替致します。

★クレジットカードサービス（JAカード）

お買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用いただけます。また、カードのご利用金額に応じて加算されるポイントで素敵なプレゼントがもらえるサービスがあります。



★定額自動送金

毎月一定額を貯金口座から自動引き落としのうえ、指定した受け取り口座に自動振込します。家賃・仕送り等の振込に便利です。

★スウィングサービス

普通貯金の余裕資金を有利な定期貯金または貯蓄貯金に振り替えて運用するサービスです。

★金融移動店舗車

①貯金の入出金、②定期貯金の記帳・繰越、定期積金の掛込、③共済掛金、購買未収金、税金・公共料金等の収納、④振込の取引のほか、⑤年金・融資相談を行います。

なお、①から④の取引については一部制限が設けられております。

また、現在は末崎地区・日頃市地区・綾里地区・吉浜地区・広田地区・有住地区を毎週1回運行しております。



手数料等のごあんない

手数料は全て消費税10%込みの金額です。

令和8年6月1日現在

■為替手数料（取扱い1件につき）

種 類	当JAあて	県内JAあて	県外JA・他行あて
振込手数料	窓口利用(※)	550円	880円
	ATM利用	無 料	550円
	JA個人ネットバンク利用	無 料	220円
	法人ネットバンク利用	無 料	440円
定時自動送金手数料	無 料	330円	550円
電子交換所取立手数料		880円	
個別取立手数料		1,100円	
その他の諸手数料	他行宛地方税取扱料		550円
	振込組戻料		1,100円
	振込訂正手数料		1,100円
	不渡手形返却料		1,100円
	取立手形組戻料		1,100円
	電子交換所不渡手形返却料		1,100円
	電子交換所取立手形組戻料		1,100円
	取立手形店頭呈示料（ただし、660円を超える場合には実費を申し受けます。）		660円
	その他特殊扱手数料		実 費

(※視覚障がいのある方または手が不自由な方は、ATM利用の手数料になります。)

■ATM利用手数料（取扱い1回につき）

★当JAのATMを利用した場合の手数料

区 分	岩手県内および 他県JAのキャッシュ カードで利用	ゆうちょ銀行のキャッ シュカードで利用	セブン銀行のキャッ シュカードで利用	三菱東京UFJ銀行の キャッシュカードで 利用	JFマリンバンクの キャッシュカードで 利用	その他提携先金融機 関のキャッシュカード で利用
お支払い	無 料	8:45～18:00	110円	ご利用 いただけません	無 料	110円
		上記以外の時間	220円		110円	220円
		9:00～14:00	110円		110円	110円
		上記以外の時間	220円		110円	220円
		9:00～19:00	220円		110円	220円
お預け入れ	無 料	8:45～18:00	ご利用 いただけません	ご利用 いただけません	ご利用 いただけません	ご利用 いただけません
		上記以外の時間				
		9:00～14:00				
		上記以外の時間				
		9:00～19:00				

★当JAのキャッシュカードで各金融機関のATMを利用した場合の手数料

区 分	岩手県内および他県 JAのATMを利用	ゆうちょ銀行の ATMを利用	ローソン銀行・イーネッ ト・セブン銀行の ATMを利用	三菱東京UFJ銀行の ATMを利用	JFマリンバンクの ATMを利用	その他提携先金融 機関のATMを利用
お支払い	無 料	8:45～18:00	110円	110円	無 料	各金融機関所定 の手数料
		上記以外の時間	220円	220円	110円	
		9:00～14:00	110円	110円	110円	
		上記以外の時間	220円	220円	110円	
		終 日	220円	220円	110円	
お預け入れ	無 料	8:45～18:00	110円	110円	ご利用 いただけません	ご利用 いただけません
		上記以外の時間	220円	220円		
		9:00～14:00	110円	110円		
		上記以外の時間	220円	220円		
		終 日	220円	220円		

(注)12月31日はその曜日に該当する手数料、ローソン銀行・イーネット・セブン銀行は「日曜日・祝日」と同様の手数料となります。

■その他の手数料

種 類	料金基準	金 額	備 考
小切手帳交付	1冊につき	2,200円	
手形帳交付	1冊につき	2,200円	
自己宛小切手発行	1枚につき	550円	
通帳再発行	1冊につき	1,100円	
証書再発行	1枚につき	1,100円	盗難・紛失等、貯金者からの依頼に基づく再発行
キャッシュカード(ローンカード含む)再発行	1枚につき	1,100円	
口座振替手数料	窓口扱い	1件につき	110円
	法人ネットバンク扱い	1件につき	55円
残高証明書発行	定例発行	1通につき	440円
	都度発行	1通につき	660円
	監査法人向け	1通につき	3,300円
残高証明書以外の各種証明書等発行	1通につき	1,100円	各種明細書等含む
未利用口座管理手数料	1口座につき	1,320円	(年額)
法人ネットバンク 利用料	基本サービス	1契約につき	1,100円 (月額)
	基本サービス+伝送サービス	1契約につき	3,300円 (月額)
JAデータ伝送サービス(AnserDATAPORT方式)利用料	1契約につき	44,000円	(月額)
ファームバンキング	1契約につき	1,100円	(月額)
国債保護預り口座管理手数料	1口座につき	無 料	(年額)

■両替・金種指定払戻手数料（取扱い1件につき）

両替または払戻・入金枚数			
20枚以下	21～500枚	501～1,000枚	以降500枚毎に加算
無 料	550円	1,100円	550円

■硬貨入金手数料（取扱い1件につき）

両替または払戻・入金枚数			
100枚以下	101～500枚	501～1,000枚	以降500枚毎に加算
無 料	550円	1,100円	550円

(注)両替・金種指定払戻・硬貨入金手数料は、お取引の状況や内容によって異なる場合がございます。詳細は支店窓口にてご確認をお願いいたします。

共 済 事 業

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施し

ており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

主な保障ラインアップ

商 品 名	こんな方にオススメ
終 身 共 済	万一のとき、ご家族のために生活費を残してあげたい方
引 受 緩 和 型 終 身 共 済	病歴や健康状態に不安がある方
生 存 給 付 特 則 付 時 払 終 身 共 済	まとまった資金を活用したい方
定 期 生 命 共 済	一定期間、しっかりと万一のときに備えたい方
定 期 生 命 共 済 (通 減 期 間 設 定 型) み ち び き	お手頃な共済掛金でライフステージに応じた万一保障を準備したい方
養 老 生 命 共 済	貯蓄しながら万一のときにも備えたい方
医 療 共 済 メ デ ィ ュ	病気やケガに備える医療保障がほしい方
引 受 緩 和 型 医 療 共 済	病歴や健康状態に不安がある方
が ん 共 済	がん到手厚く備えたい方
生 活 障 害 共 済 働 く わ た し の さ さ エ ー ル	身体に障害を負って働けなくなったときのリスクに備えたい方
特 定 重 度 疾 病 共 済 身 近 な リ ス ク に そ な エ ー ル	身近な生活習慣病のリスクに備えたい方
認 知 症 共 済	一生涯にわたる認知症の不安に備えたい方
介 護 共 済	一生涯にわたる介護の不安に備えたい方
一 時 払 介 護 共 済	まとまった資金を活用したい方
予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済 ラ イ フ ロ ー ド	老後の生活資金の準備を始めたい方
こ ど も 共 済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備したい方
建 物 更 生 共 済 む て き プ ラ ス ・ M y 家 財 プ ラ ス	火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい方
自 動 車 共 済 ク ル マ ス タ ー	自動車事故による賠償やケガ、修理に備えたい方
農 業 者 賠 償 責 任 共 済 フ ァ ー マ ス ト	農業において発生するさまざまなリスクに備えたい方

安心・安全・ＪＡ共済

ＪＡ共済は、農業協同組合法（農協法）にもとづく農業協同組合（ＪＡ）の共済です。
昭和 23 年から「一人は万人のために、万人は一人のために」という
助け合いの精神を理念とし、自主的・民主的に運営されてきました。

ひと・いえ・くるまの生活総合保障

ＪＡ共済には、事業開始当初より「生命」の保障から「損害」に対する保障まで、幅広く取り扱ってきた経験とノウハウがあります。

保障のことなら何でも相談できる 2 万人体制のライフアドバイザーを中心に、皆さまの暮らしを総合的にバックアップすることができます。

安心・安全の提供

ＪＡ共済は、ＪＡとＪＡ共済連がそれぞれの役割を担い、皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。

お役に立った共済金（令和 6 年度のお支払い）

合計 3 兆 5,475 億円

生命総合共済 2 兆 7 3 3 億円

自動車共済 2, 0 7 1 億円

建物更生共済 1 兆 1, 6 9 6 億円

その他の共済 9 7 1 億円

確かな保障

ＪＡ共済は、万一のときや満期のときはもちろん自然災害のときも確かな保障力で共済金をお支払いしています。

このため将来の共済金の支払いに備え、十分な責任準備金の積立てを行い、また、異常災害などに備えるため、毎年積み増しを行っています。さらに海外へも再保険を行い巨大災害に備えています。

主な自然災害でのお支払い＜建物更生共済＞

●平成 23 年 3 月

東日本大震災（岩手・宮城・福島ほか）
9,377 億円

●平成 28 年 4 月

熊本地震（熊本・大分・福岡ほか）
1,487 億円

●令和 6 年 1 月

能登半島地震（石川・富山・新潟ほか）
1,515 億円

* 令和 7 年 3 月末現在

健全

ＪＡ共済連の支払余力（ソルベンシー・マージン）比率は、経営の健全な水準とされる 200% を大きく越える 1,014.3% となっており、十分な支払余力を確保しています。

* 令和 7 年 3 月末現在

堅実

ＪＡ共済は、安定的な収益を確保できる国債などの公社債を中心に、安全・確実な運用を行っています。

万全

ＪＡ共済では暮らしの保障のことなら何でも相談できるライフアドバイザーや、いざというときに頼れる損害調査スタッフ、また、まさかのときの共済契約者保護措置など、みなさまに大きな安心をお届けするために、万全の体制を整えております。

どなたでもご加入になれます。

一定の制限はありますが、どなたでもご加入になれます。（詳しくはＪＡの窓口へお問い合わせください）

経 済 事 業

組合員農家が生産した農産物を農家にかわり販売する。組合員の営農や生活に必要な資材や物資を供給する。こんなＪＡの活動を「ＪＡの経済事業」といいます。ＪＡグループではこの経済事業のなかで、農家の生産物を「売る」ことを販売事業、農業生産と生活に必要な資材を「供給する」ことを購買事業と呼んでいます。また、ＪＡの施設等を共同利用することができる利用事業があります。

販 売 事 業

販売事業は、組合員農家の生産した農産物の規格統一を行い、市場へ大量に計画供給することで有利に販売する事業です。ＪＡグループの販売事業は、ＪＡが組合員の生産物を買取る方式と、組合員にかわって販売し、販売に必要な経費を差し引いて組合員に販売代金を精算する委託販売方式があります。

購 買 事 業

購買事業は、農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業です。計画的な仕入れによって流通経費を節約し、組合員に安くて安全で品質の良い品物を安定的に供給することを目的としています。あらかじめ予約をとって安価に販売する予約供給と、店舗などで販売する当用供給する２つの方法をとっています。

★ 購買センター

肥料・農薬のほか、一般農業生産資材等を取り扱っております。
また、組合員・地域の皆さまへ配送業務も行っております。

★ ＪＡでんき事業

安定した電気をお得な料金プランでご利用いただけます。

★ いわて純情米

ＪＡの安心で安全なふっくらつやつやのおいしいお米を取り扱っています。

★ お 茶

静岡県掛川市の契約農家が土づくりからこだわった安心・安全なＪＡおおふなとオリジナル緑茶を安価でご利用いただいております。

そのほかに、家具・仏壇・ギフト商品・電化製品・健康器具・紳士服等も取り扱っています。

利 用 事 業

★ 水稻育苗センター

水稻農家へ健苗を供給しております

★ 生産管理センター（花き育苗センター）

花き栽培農家へ鉢物園芸用の優良プラグ苗を供給しております。

★ ライスセンター

乾燥調製から選別、計量までを統一基準により一括で処理する施設を運営管理し、効率的な営農を推進しております。

★ 人工授精事業

人工授精事業は優良種雄牛の選定、確保、適正交配を行い、子牛の資質改良のためにご利用いただけます。

★ 果樹野菜集出荷センター

規格統一をはかるため、共同選果・選別施設としてご利用いただけます。

★ 農産加工事業

特産品である「小枝柿」「気仙茶」「りんご」の加工、商品開発により付加価値を高め、販路拡大を行っています。

★ 機械利用事業

りんご等の果樹のスピードスプレーヤーによる共同防除を行い、果樹農家の労力軽減、果樹経営の維持・向上に取り組んでいます。



その他の事業

★ 葬祭センター（ごくよう）

少人数から大人数まで様々な人数に応じた会館葬・自宅葬を執り行っており、ペット葬儀にも対応いたします。故人とご遺族の想いに寄り添い、心を尽くしたサービスを提供いたします。

★ みそ加工場

自家生産の原材料持ち込みによる、手づくりみそ加工にご利用いただけます。

★ 世界の椿館・基石

アメリカ、オーストラリア、フランス、中国などの世界 13 カ国、600 種類、700 本の椿が植栽展示されております。また、四季折々の花も展示されているほか、椿の苗木なども販売しております。



指 導 事 業

J Aが実施している指導事業は、組合員農家の営農及び生活面全般にわたり広汎ですが、組合員農家の営農改善・生活改善について指導を行い、地域全体の営農振興及び生活の向上を図るために行っております。

営 農 指 導

組合員農家に対して技術指導及び経営指導を行うなど、農業生産力の増進と地域農業振興を通じて、地域活性化に貢献しています。

また、地域の皆さまには家庭菜園等の講習会を開催するなど、幅広くサービスを提供しています。



生 活 指 導

組合員をはじめ地域の皆さまのゆとりと豊かさを高める生活文化活動に積極的に取り組み、暮らしと健康を守り高めることにより、共生を軸とする地域社会づくりをめざしています。

福 祉 事 業

当J Aの福祉事業は、「長寿社会に対応する健康づくり活動」と「介護支援」を行うことで組合員とその家族及び地域住民の皆さまが安心して日常生活が営まれることをねらいに事業展開しております。

皆さまの健康寿命の延伸をめざし、人間ドックによる健診および事後相談、健康教育活動を実施しております。

また、介護の必要な方々への事業としては、介護保険事業を中心に展開しております。ケアマネジメントを行う『指定居宅介護支援事業』、五葉温泉からの源泉搬入による入浴サービス等を実施している『指定通所介護事業』、ご家庭へ訪問して各種サービス提供を実施している『指定訪問介護事業』の3事業を実施しております。



經營資料



I 決算の状況

貸借対照表

(単位:千円)

資 産 の 部			
科 目		金 額	
		令和7年2月28日	令和8年2月28日
1.信用事業資産		109,393,986	107,963,284
(1) 現 金	本・支店にある現金	509,805	528,595
(2) 預 金	県信連などに預けているお金	79,614,611	77,908,148
系 統 預 金	預金のうち、信連に預けているお金	79,603,570	77,894,068
系 統 外 預 金	預金のうち、銀行等に預けているお金	11,041	14,080
(3) 有 価 証 券		6,001,446	5,320,645
国 債	国債等に投資したお金	4,181,860	3,753,310
地 方 債	地方債等に投資したお金	1,563,996	1,337,715
社 債	社債等に投資したお金	255,590	229,620
(4) 貸 出 金	組合員等のみなさまに貸出したお金	23,648,869	24,373,954
(5) その他の信用事業資産		441,214	593,166
未 収 収 益	預金・貸出金の未収利息など	361,361	461,547
そ の 他 の 資 産	為替金等が決済されるまでの債権	79,852	131,619
(6) 貸 倒 引 当 金	債権の貸倒れに備える準備金	△ 821,960	△ 761,225
2.共済事業資産		619	382
(1) その他の共済事業資産	共済付加収入の今年度繰入分	619	382
3.経済事業資産		1,147,732	1,042,776
(1) 経 済 事 業 未 収 金	経済事業の未収金	983,547	931,694
(2) 経 済 受 託 債 権	販売品の仮渡金	113,193	54,904
(3) 棚 卸 資 産		47,332	46,361
購 買 品	購買品の在庫高	26,149	26,853
そ の 他 の 棚 卸 資 産	消耗品や利用事業の在庫高	21,182	19,507
(4) その他の経済事業資産	預託家畜の在庫高	13,417	13,225
(5) 貸 倒 引 当 金	債権の貸倒れに備える準備金	△ 9,758	△ 3,408
4.雑資産	立替金・仮払金など	153,654	132,768
5.固定資産		1,621,032	1,555,274
(1) 有 形 固 定 資 産		1,607,665	1,543,670
建 物		1,594,854	1,594,431
機 械 装 置		90,959	84,459
土 地		229,481	224,087
その他の有形固定資産		561,553	544,189
減 価 償 却 累 計 額	固定資産を更新するときの準備金	△ 869,183	△ 903,497
(2) 無 形 固 定 資 産	電話加入権など	13,366	11,603
6.外部出資		2,105,629	2,105,629
(1) 外 部 出 資		2,105,629	2,105,629
系 統 出 資	連合会等への出資金	1,914,990	1,914,990
系 統 外 出 資	取引団体への出資金	190,639	190,639
子 会 社 等 出 資	関連会社への出資金	0	0
7.繰延税金資産	前払いしているとされる税金	11,019	19,013
資 産 合 計		114,433,673	112,819,129

(単位:千円)

負債・純資産の部			
科 目		金 額	
		令和7年2月28日	令和8年2月28日
1.信用事業負債		108,574,329	107,652,599
(1) 貯 金	みなさまから預かったお金	108,366,455	107,137,168
(2) その他の信用事業負債		207,874	515,431
未 払 費 用	貯金の未払利息	25,021	123,751
そ の 他 の 負 債	貸出金の前受利息など	182,852	391,679
2.共済事業負債		239,662	227,628
(1) 共 済 資 金	共済掛金の一時預かり金	86,603	74,426
(2) 未経過共済付加収入	共済付加収入のうちの次年度分	153,059	153,201
3.経済事業負債		1,013,306	906,647
(1) 経 済 事 業 未 払 金	取引先に支払っていない購買代金	907,160	881,373
(2) 経 済 受 託 債 務	農産物の販売仮受金など	105,957	25,156
(3) その他経済事業負債	購買の前受金など	188	117
4.雑負債		174,507	203,102
(1) 未 払 法 人 税 等	未払金や仮受金など	8,720	4,780
(2) 資 産 除 去 債 務		97,855	98,362
(3) そ の 他 の 負 債		67,932	99,958
5.諸引当金		645,121	606,683
(1) 賞 与 引 当 金	職員の賞与支給のための準備金	18,537	20,090
(2) 退 職 給 付 引 当 金	職員の退職金支給のための準備金	609,454	570,278
(3) 子 会 社 支 援 引 当 金	子会社の支援のための準備金	17,128	16,313
6.繰延税金負債		-	-
7.再評価に係る繰延税金負債	土地の再評価により未払とされる税金	29,126	28,338
【負債合計】		110,676,054	109,624,999
1. 組合員資本		4,979,303	5,027,392
(1) 出 資 金	組合員をはじめとするみなさまが出資したお金	1,524,967	1,496,025
(2) 利 益 剰 余 金		3,510,993	3,580,941
利 益 準 備 金	法で定められた経営安定の積立金	1,710,000	1,725,000
その他利益剰余金		1,800,993	1,855,941
経営安定対策積立金	予測しがたい諸リスクに備える積立金	1,400,000	1,430,000
税 効 果 積 立 金	繰延税金資産の取崩が発生した場合の積立金	30,000	35,000
当期末処分剰余金	前年度繰越金と本年度剰余金	370,993	390,941
(うち当期剰余金)	本年度の剰余金	(64,652)	(80,627)
(3) 処 分 未 済 持 分	脱退により組合が譲り受けた出資金	△ 56,657	△ 49,574
2. 評価・換算差額等		△ 1,221,683	△ 1,833,262
(1) その他有価証券評価差額金	有価証券等を時価評価した差額金	△ 1,297,860	△ 1,904,833
(2) 土地再評価差額金	土地の再評価による差額金	76,176	71,570
【純資産合計】		3,757,619	3,194,130
負債・純資産合計		114,433,673	112,819,129

損益計算書

(単位: 千円)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	令和6年3月1日～令和7年2月28日まで		令和7年3月1日～令和8年2月28日まで	
	金 額		金 額	
1. 事業総利益	1,315,662		1,324,042	
事業収益	2,239,517		2,443,757	
事業費用	923,854		1,119,715	
(1) 信用事業収益	838,726		976,718	
資金運用収益	769,601		921,648	
(うち預金利息)	(337,483)		(473,531)	
(うち有価証券利息)	(42,284)		(41,576)	
(うち貸出金利息)	(343,047)		(376,826)	
(うちその他受入利息)	(46,786)		(29,714)	
役務取引等収益	42,305		43,644	
その他事業直接収益	2,446		823	
その他経常収益	24,373		10,601	
(2) 信用事業費用	157,554		326,447	
資金調達費用	58,259		200,384	
(うち貯金利息)	(57,454)		(198,661)	
(うち給付補填備金繰入)	(306)		(821)	
(うち借入金利息)	(－)		(－)	
(うちその他支払利息)	(498)		(902)	
役務取引等費用	7,549		7,641	
その他事業直接費用	1,524		1,524	
その他経常費用	90,220		116,896	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 9,845)		(4,690)	
(うち貸出金償却)	(2,428)		(－)	
信用事業総利益	681,172		650,270	
(3) 共済事業収益	550,579		545,738	
共済付加収入	515,282		495,362	
その他の収益	35,297		50,376	
(4) 共済事業費用	38,322		42,369	
共済推進費	38,322		42,369	
共済事業総利益	512,257		503,368	
(5) 購買事業収益	271,981		279,783	
購買品供給高	223,021		234,897	
購買手数料	36,301		30,871	
修理サービス料	0		－	
その他の収益	12,658		14,015	
(6) 購買事業費用	196,941		201,201	
購買品供給原価	183,576		190,734	
購買品供給費	2,023		2,094	
その他の費用	11,341		8,372	
(うち貸倒引当金戻入益)	(4,876)		(△ 179)	
購買事業総利益	75,039		78,581	
(7) 販売事業収益	36,495		41,544	
販売手数料	20,462		23,152	
その他の収益	16,032		18,392	
(8) 販売事業費用	15,164		14,400	
販売費	14,294		14,020	
その他の費用	870		380	
(うち貸倒引当金戻入益)	(111)		(△ 141)	
販売事業総利益	21,330		27,143	
(9) 保管事業収益	5,369		5,518	
(10) 保管事業費用	3,591		3,527	
保管事業総利益	1,777		1,991	

(単位:千円)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	令和6年3月1日～令和7年2月28日まで		令和7年3月1日～令和8年2月28日まで	
	金 額		金 額	
(11) 福祉事業収益	152,891		162,249	
(12) 福祉事業費用	150,779		143,843	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 5)		(△ 0)	
福祉事業総利益		2,112		18,405
(13) 加工事業収益	3,968		9,783	
(14) 加工事業費用	3,525		8,293	
加工事業総利益		442		1,490
(15) 利用事業収益	440,150		481,935	
(16) 利用事業費用	404,471		422,589	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 0)		(△ 2)	
利用事業総利益		35,679		59,346
(17) 指導事業収入	6,946		12,685	
(18) 指導事業支出	21,094		29,242	
指導事業収支差額		△ 14,148		△ 16,557
2. 事業管理費		1,284,776		1,263,357
(1) 人 件 費	935,572		904,986	
(2) 業 務 費	134,111		133,850	
(3) 諸税負担金	64,550		61,688	
(4) 施 設 費	144,196		155,008	
(5) その他管理費用	6,346		7,823	
事 業 利 益		30,886		60,685
3. 事業外収益		38,279		26,372
(1) 受取出資配当金	13,236		9,460	
(2) 賃 貸 料	12,623		12,606	
(3) 償却債権取立益	206		1,340	
(4) 子会社支援引当金戻入	2,536		815	
(5) 雑 収 入	9,677		2,150	
4. 事業外費用		4,977		2,018
(1) 寄 付 金	2,241		865	
(2) 雑 損 失	2,736		1,153	
経 常 利 益		64,187		85,038
5. 特別利益		27,202		9,976
(1) 一般補助金	705		140	
(2) 固定資産処分益	3,589		1,000	
(3) 固定資産受贈益	6,331		7,997	
(4) 受取共済金	16,560		815	
(5) その他の特別利益	17		22	
6. 特別損失		20,210		17,257
(1) 固定資産処分損	12,145		27	
(2) 固定資産圧縮損	705		1,000	
(3) 減損損失	2,924		6,418	
(4) 組合員災害支援金	-		8,906	
(5) 災害関連費用	3,781		905	
(6) その他の特別損失	654		-	
税 引 前 当 期 利 益		71,180		77,757
7. 法人税、住民税及び事業税		11,398		6,613
8. 法人税等調整額		△ 4,871		△ 9,482
法人税等合計		6,527		△ 2,869
当期剰余金		64,652		80,627
当期首繰越剰余金		305,809		306,409
土地再評価差額金取崩額		530		3,904
当期未処分剰余金		370,993		390,941

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

令和6年度 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式 : 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの : 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

②市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

購買品・・・・・・・・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年5月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しています。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は95,565千円です。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 子会社支援引当金

子会社の再建に伴う親組合としての支援損失に備えるため、当該子会社の財政状態等を勘案し、損失見積額を計上しています。

5. 収益および費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5 年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 34,049 千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和7年2月に作成した令和7年度事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 2,924 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年2月に作成した令和6年度事業計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 831,718 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の算定方法は、「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 966,369 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 706,250 千円 機械装置 46,832 千円 その他の有形固定資産 213,285 千円

2. 担保に供している資産

担保に供している資産および担保提供資産に対応する債務は、次のとおりです。

担保に供している資産		担保に係る債務	
種 類	期末帳簿価額	内 容	期末残高
定期預金	2,300,000 千円	内国為替決済保証金（ＪＡ岩手県信連）	10,355 千円
〃	4,000,000 千円	借入金（当座貸越）（ＪＡ岩手県信連）	-

3. 子会社等に対する金銭債権および金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額 89,518 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 3,458 千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務の総額

該当する金銭債権および金銭債務はありません。

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（２）（ｉ）から（iv）までに掲げるものの額およびその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は 962,641 千円、危険債権額は 212,333 千円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の合計額は 1,174,974 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する事項

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- (1) 再評価を行った年月日 平成 11 年 2 月 28 日
- (2) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 57,675 千円
- (3) 同法律第 3 条 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）および同条第 4 号に定める、当該事業用土地について地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

IV 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 3,994 千円 |
| うち事業取引高 | 3,994 千円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 30,593 千円 |
| うち事業取引高 | 30,593 千円 |

2. 減損損失に関する注記

- (1) 資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業用店舗については支店およびＳＳごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店についても、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。また、水稻育苗センター等の農業関連施設については組合員の利便性をはかるため資本投下されたものであり、当初から単独による採算を予定しておらずＪＡ全体の事業のキャッシュ・フロー生成に寄与するものとして、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
介護センター	営業店舗	車両、土地	

- (2) 減損損失の認識に至った経緯

介護センターは営業収支が連続赤字であり、今後も同様の状況が見込まれることから帳簿価額を回収可能額まで減損し、当該減少額を減損損失として認識しました。

- (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

場 所	減損金額	内 訳
介護センター	2,924	車両 2,191、土地 732
合 計	2,924	

- (4) 回収可能価額の算出方法

固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額等に合理的な調整を行って算出しています。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岩手県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債等による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、全て債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に相談課（融資一次審査部署）・債権管理課（融資二次審査部署）を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したA L M（資産負債の統合管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するA L M・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。信用部（運用部門）は、理事会で決定した運用方針およびA L M・リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。信用部（運用部門）が行った取引についてはリスク管理室（リスク管理部門）が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が777,808千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	79,614,611	79,456,642	△157,968
有価証券	6,001,446	6,001,446	—
その他有価証券	6,001,446	6,001,446	—
貸出金	23,648,869		
貸倒引当金（※1）	△821,960		
貸倒引当金控除後	22,826,908	22,561,519	△265,389
資産計（※2）	108,442,966	108,019,607	△423,357
貯 金	108,366,455	108,160,039	△206,415
負債計（※2）	108,366,455	108,160,039	△206,415

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

（※2）上記の表の資産計および負債計は金融商品に係る合計額であり、貸借対照表の金額とは一致しません。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券はすべて債券であり取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は、次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

外部出資（※1）	貸借対照表計上額
	2,105,629

(※1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預 金	79,614,611	—	—	—	—	—
有価証券	69,426	65,726	65,726	75,726	75,726	6,935,219
その他の有価証券のうち満期があるもの	69,426	65,726	65,726	75,726	75,726	6,935,219
貸 出 金（※1,2）	2,600,930	1,690,538	1,605,310	1,513,964	1,327,792	13,957,895
合 計	82,284,968	1,756,265	1,671,036	1,589,690	1,403,519	20,893,114

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 614,148 千円（融資型を除く）については「1 年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 952,437 千円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金 (※ 1, 2)	105,393,974	846,733	1,116,277	169,860	370,273	412,865
合 計	105,393,974	846,733	1,116,277	169,860	370,273	412,865

(※ 1) 要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

(※ 2) 出資予約貯金 56,471 千円については含めていません。

VI 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計 上 額	取得原価又は 償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	債券			
	国 債	4,181,860	5,116,672	△934,812
	地方債	1,563,996	1,887,551	△323,554
	社 債	255,590	295,082	△39,492
合 計		6,001,446	7,299,306	△1,297,860

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国 債	397,610	1,784	—

4. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

Ⅶ 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため「岩手県農協職員退職金共済会」との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	622,380 千円
退職給付費用	86,915 千円
退職給付の支払額	△ 52,380 千円
特定退職共済制度への拠出金	△ 47,460 千円
期末における退職給付引当金	609,454 千円

(3) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,492,930 千円
特定退職共済制度	△ 883,475 千円
未積立退職給付債務	609,454 千円
退職給付引当金	609,454 千円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	86,915 千円
----------------	-----------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金 12,637 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 111,312 千円となっています。

VII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

①繰延税金資産および繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

未払事業税	406 千円
賞与引当金	5,116 千円
賞与引当に係る保険料	810 千円
退職給付引当金	168,209 千円
貸倒引当金	45,173 千円
貸出金未収利息	3,257 千円
減価償却超過額（減損損失）	25,263 千円
減損損失	7,938 千円
外部出資評価損	3,271 千円
子会社支援引当金	4,727 千円
共済端末機助成加算	181 千円
資産除去債務	27,007 千円
監査報酬否認	861 千円
その他有価証券評価差額金	358,209 千円
繰延税金資産小計	650,435 千円
評価性引当額	△ 616,386 千円
繰延税金資産合計（A）	34,049 千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△23,029 千円
繰延税金負債合計（B）	△23,029 千円

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 11,019 千円

②法定実効税率の変更による影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.6%から28.3%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は200千円減少し、法人税等調整額は200千円減少します。

また、再評価に係る繰延税金負債は738千円増加し、土地再評価差額金は同額減少します。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.5 %
住民税均等割	4.6 %
評価性引当額の増減	△ 21.9 %
その他	△ 0.6 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.2 %

IX 収益認識に関する注記

「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「５. 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合の本店・大船渡支店、世田米支店、世田米ふれあいセンター、高田支店は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は32年～50年、割引率は0.38%～0.73%を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	97,350 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一千円
時の経過による調整額	505 千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>一千円</u>
期末残高	97,855 千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、一部の施設等に関して、土地賃貸契約に基づき、退去時における土地の原状回復に係る義務を有していますが、当該施設等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該除去債務に見合う資産除去債務を計上していません。

令和7年度 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式 : 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの : 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

②市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

購買品 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備は除く) 並びに平成28年5月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者 (以下「破綻先」という。) に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者 (以下「実質破綻先」という。) に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しています。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は95,565千円です。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 子会社支援引当金

子会社の再建に伴う親組合としての支援損失に備えるため、当該子会社の財政状態等を勘案し、損失見積額を計上しています。

5. 収益および費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5 年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 41,411 千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和8年2月に作成した令和8年度事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 6,418 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和8年2月に作成した令和8年度事業計画を基礎として算出しており、令和8年度事業計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 764,634 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の算定方法は、「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 967,369 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 706,250 千円 機械装置 46,832 千円 その他の有形固定資産 214,285 千円

2. 担保に供している資産

担保に供している資産および担保提供資産に対応する債務は、次のとおりです。

担保に供している資産		担保に係る債務	
種 類	期末帳簿価額	内 容	期末残高
定期預金	2,300,000 千円	内国為替決済保証金（ＪＡ岩手県信連）	16,558 千円
〃	4,000,000 千円	借入金（当座貸越）（ＪＡ岩手県信連）	-

3. 子会社等に対する金銭債権および金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額 94,746 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 2,118 千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務の総額

該当する金銭債権および金銭債務はありません。

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（２）（ｉ）から（iv）までに掲げるものの額およびその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は 811,998 千円、危険債権額は 236,293 千円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の合計額は 1,048,292 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する事項

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- (1) 再評価を行った年月日 平成 11 年 2 月 28 日
- (2) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 55,114 千円
- (3) 同法律第 3 条 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）および同条第 4 号に定める、当該事業用土地について地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

IV 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 3,255 千円 |
| うち事業取引高 | 3,255 千円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 34,960 千円 |
| うち事業取引高 | 34,960 千円 |

2. 減損損失に関する注記

- (1) 資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業用店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店についても、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。また、水稻育苗センター等の農業関連施設については組合員の利便性をはかるため資本投下されたものであり、当初から単独による採算を予定しておらず J A 全体の事業のキャッシュ・フロー生成に寄与するものとして、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
介護センター	営業店舗	器具備品、土地	

- (2) 減損損失の認識に至った経緯

介護センターは営業収支が連続赤字であり、今後も同様の状況が見込まれることから帳簿価額を回収可能額まで減損し、当該減少額を減損損失として認識しました。

- (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

場 所	減損金額	内 訳
介護センター	6,418	器具備品 1,024、土地 5,393

- (4) 回収可能価額の算出方法

固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額等に合理的な調整を行って算出しています。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岩手県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債等による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、全て債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に相談課（融資一次審査部署）・債権管理課（融資二次審査部署）を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したA L M（資産負債の統合管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するA L M・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。信用部（運用部門）は、理事会で決定した運用方針およびA L M・リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。信用部（運用部門）が行った取引についてはリスク管理室（リスク管理部門）が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が651,683千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	77,908,148	77,705,552	△202,595
有価証券	5,320,645	5,320,645	—
その他有価証券	5,320,645	5,320,645	—
貸出金	24,373,954		
貸倒引当金（※1）	△761,225		
貸倒引当金控除後	23,612,728	22,966,675	△646,052
資産計（※2）	106,841,522	105,992,874	△848,648
貯 金	107,137,168	106,879,442	△257,726
負債計（※2）	107,137,168	106,879,442	△257,726

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

（※2）上記の表の資産計および負債計は金融商品に係る合計額であり、貸借対照表の金額とは一致しません。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券はすべて債券であり取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は、次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

外部出資（※1）	貸借対照表計上額
	2,105,629

(※1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預 金	77,908,148	—	—	—	—	—
有価証券	69,426	65,726	75,726	75,726	65,726	6,862,092
その他の有価証券のうち満期があるもの	69,426	65,726	75,726	75,726	65,726	6,862,092
貸 出 金（※1,2）	2,641,817	1,705,066	1,627,146	1,453,791	1,349,805	14,793,128
合 計	80,619,392	1,770,793	1,702,872	1,529,517	1,415,531	21,655,220

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 631,852 千円（融資型を除く）については「1 年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 803,199 千円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金 (※ 1, 2)	104,370,543	1,195,184	655,493	283,573	162,922	411,187

(※ 1) 要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

(※ 2) 出資予約貯金 58,263 千円については含めていません。

VI 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計 上 額	取得原価又は 償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	債券			
	国 債	3,753,310	5,115,624	△1,362,314
	地方債	1,337,715	1,814,424	△476,709
	社 債	229,620	295,429	△65,809
合 計		5,320,645	7,225,478	△1,904,833

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

4. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

Ⅶ 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため「岩手県農協職員退職金共済会」との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	609,454 千円
退職給付費用	84,321 千円
退職給付の支払額	△ 78,931 千円
特定退職共済制度への拠出金	△ 44,566 千円
期末における退職給付引当金	570,278 千円

(3) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,380,854 千円
特定退職共済制度	△ 810,575 千円
未積立退職給付債務	570,278 千円
退職給付引当金	570,278 千円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	84,321 千円
----------------	-----------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金 12,637 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 96,600 千円となっています。

VII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

① 繰延税金資産および繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

未払事業税	221 千円
賞与引当金	5,545 千円
賞与引当に係る保険料	879 千円
退職給付引当金	161,241 千円
貸倒引当金	42,882 千円
貸出金未収利息	401 千円
減価償却超過額（減損損失）	23,567 千円
減損損失	9,655 千円
外部出資評価損	2,377 千円
子会社支援引当金	4,616 千円
資産除去債務	27,836 千円
監査報酬否認	925 千円
その他有価証券評価差額金	<u>539,067 千円</u>
繰延税金資産小計	819,219 千円
評価性引当額	<u>△ 777,808 千円</u>
繰延税金資産合計（A）	41,411 千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△22,397 千円
繰延税金負債合計（B）	<u>△22,397 千円</u>

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 19,013 千円

② 法定実効税率の変更による影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.6%から28.3%に変更されます。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は694千円増加し、法人税等調整額は694千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は700千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.6 %
住民税均等割	4.2 %
評価性引当額の増減	△ 32.6 %
再評価土地の減損に伴う繰延税金負債の取崩	△ 1.9 %
その他	<u>△ 1.2 %</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 3.7 %

IX 収益認識に関する注記

「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「５. 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合の本店・大船渡支店、世田米支店、世田米ふれあいセンター、高田支店は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は32年～50年、割引率は0.38%～0.73%を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	97,855 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一千円
時の経過による調整額	507 千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>一千円</u>
期末残高	98,362 千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、一部の施設等に関して、土地賃貸契約に基づき、退去時における土地の原状回復に係る義務を有していますが、当該施設等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該除去債務に見合う資産除去債務を計上していません。

●剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
	金 額	金 額
1. 当期末処分剰余金	(370, 993)	(390, 941)
2. 剰余金処分額	(64, 583)	(83, 000)
(1) 利益準備金	(15, 000)	(17, 000)
(2) 任意積立金	(35, 000)	(66, 000)
経営安定対策積立金	(30, 000)	(55, 000)
税効果積立金	(5, 000)	(7, 000)
農業施設設備積立金	(-)	(4, 000)
(3) 出資配当金	(14, 583)	(-)
普通出資に対する配当金	(14, 583)	(-)
3. 次期繰越剰余金	(306, 409)	(307, 941)

- 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりです。
- 次期繰越剰余金には、営農指導、生活、文化改善事業に充てるための繰越額5,000千円が含まれています。

令和6年度 5,000千円 令和7年度 5,000千円

別 表 1

種 類	経営安定対策積立金
積立目的	組合経営の安定及び健全な発展を図るため、会計基準や資産償却等への対応をはじめ、予測しがたい諸リスクに備える。
積立目標額	1,500,000,000円
取崩基準	上記目的に照らして必要な額を理事会の議決により、取り崩すことができるものとする。
残高(令和8年2月28日現在)	1,430,000,000円

別 表 2

種 類	税効果積立金
積立目的	繰延税金資産の回収可能性の見直し及び税率の変更等により、繰延税金資産の取り崩しが発生した場合の財源に充てるため。
積立目標額	繰延税金負債との相殺前の繰延税金資産の額
取崩基準	積立目的に伴う多額の支出が発生した場合に、当該年度の決算期に取り崩すものとする。
残高(令和8年2月28日現在)	35,000,000円

別 表 3

種 類	農業施設設備積立金
積立目的	水稻播種施設等の農業施設更新や大規模改修繕に備える。
積立目標額	100,000,000円
取崩基準	上記目的に照らして必要な額を理事会の議決により、取り崩すことができるものとする。
残高(令和8年2月28日現在)	0円

● 部門別損益計算書

(令 和 6 年 度)

(単位:千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共 通 管理費等
事 業 収 益 ①	5,400,205	838,726	550,579	3,398,955	604,543	7,400	
事 業 費 用 ②	4,084,542	157,554	38,322	3,327,904	545,295	15,466	
事 業 総 利 益 ③ (①-②)	1,315,662	681,172	512,257	71,050	59,248	△ 8,065	
事 業 管 理 費 ④	1,284,776	567,145	341,171	203,881	130,744	41,833	
(うち減価償却費) ⑤	50,551	21,938	7,441	13,084	7,078	1,006	
(うち人件費) ⑥	935,572	366,654	299,283	152,687	82,478	34,468	
*うち共通管理費 ⑦		229,894	76,606	68,434	77,595	11,186	(463,717)
(うち減価償却費) ⑧		20,694	6,895	6,160	6,985	1,006	(41,742)
(うち人件費) ⑨		121,944	40,635	36,300	41,159	5,933	(245,973)
事 業 利 益 ⑩ (③-④)	30,886	114,027	171,085	△ 132,831	△ 71,496	△ 49,899	
事 業 外 収 益 ⑪	38,279	22,851	5,049	4,522	5,118	737	
*うち共通分 ⑫		15,152	5,049	4,510	5,114	737	(30,564)
事 業 外 費 用 ⑬	4,977	1,926	642	961	800	647	
*うち共通分 ⑭		1,926	642	573	650	93	(3,886)
経 常 利 益 ⑮ (⑩+⑪-⑬)	64,187	134,952	175,492	△ 129,270	△ 67,178	△ 49,808	
特 別 利 益 ⑯	27,202	1,788	3,055	7,568	14,703	87	
*うち共通分 ⑰		1,788	595	532	603	87	(3,606)
特 別 損 失 ⑱	20,210	6,351	1,924	9,705	1,948	280	
*うち共通分 ⑲		5,774	1,924	1,718	1,948	280	(11,647)
税 引 前 当 期 利 益 ⑳ (⑮+⑯-⑱)	71,180	130,389	176,624	△ 131,407	△ 54,423	△ 50,002	
営農指導事業分配賦額 ㉑		13,595	10,223	25,001	1,182	(50,002)	
営農指導事業分配賦後 税 引 前 当 期 利 益 ㉒ (㉑-㉑)	71,180	116,794	166,400	△ 156,408	△ 55,605		

* ⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 上記金額は組替前で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

2. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割)の平均値で配賦

(2) 営農指導事業

農業関連事業に50%配賦し、残りをそれぞれの事業の事業総利益割で配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	49.58%	16.52%	14.76%	16.73%	2.41%	100.00%
営 農 指 導 事 業	27.19%	20.45%	50.00%	2.36%		100.00%

● 部門別損益計算書

(令 和 7 年 度)

(単位:千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共 通 管理費等
事 業 収 益 ①	5,526,269	976,718	545,738	3,364,830	631,292	7,689	
事 業 費 用 ②	4,202,227	326,447	42,369	3,266,025	548,437	18,946	
事 業 総 利 益 ③ (①-②)	1,324,042	650,270	503,368	98,804	82,855	△ 11,257	
事 業 管 理 費 ④	1,263,357	556,883	326,362	205,792	134,078	40,240	
(うち減価償却費) ⑤	59,342	26,779	9,774	12,788	8,733	1,267	
(うち人件費) ⑥	904,986	350,415	282,084	153,713	86,260	32,513	
*うち共通管理費 ⑦		235,437	77,472	69,331	77,468	11,333	(471,042)
(うち減価償却費) ⑧		26,327	8,663	7,752	8,662	1,267	(52,673)
(うち人件費) ⑨		120,618	39,690	35,519	39,688	5,806	(241,323)
事 業 利 益 ⑩ (③-④)	60,685	93,387	177,006	△ 106,988	△ 51,222	△ 51,497	
事 業 外 収 益 ⑪	26,372	8,421	7,525	7,225	2,795	405	
*うち共通分 ⑫		8,421	2,771	2,479	2,770	405	(16,848)
事 業 外 費 用 ⑬	2,018	859	282	357	463	55	
*うち共通分 ⑭		859	282	253	282	41	(1,719)
経 常 利 益 ⑮ (⑩+⑪-⑬)	85,038	100,949	184,248	△ 100,120	△ 48,891	△ 51,147	
特 別 利 益 ⑯	9,976	4,079	1,342	2,016	2,342	196	
*うち共通分 ⑰		4,079	1,342	1,201	1,342	196	(8,161)
特 別 損 失 ⑱	17,257	4,490	1,477	2,177	8,895	216	
*うち共通分 ⑲		4,490	1,477	1,322	1,477	216	(8,984)
税 引 前 当 期 利 益 ⑳ (⑮+⑯-⑱)	77,757	100,537	184,113	△ 100,280	△ 55,444	△ 51,167	
営農指導事業分配賦額 ㉑		13,454	10,415	25,583	1,714	(51,167)	
営農指導事業分配賦後 税 引 前 当 期 利 益 ㉒ (㉑-㉑)	77,757	87,083	173,698	△ 125,864	△ 57,158		

* ⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 上記金額は組替前で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

2. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割)の平均値で配賦

(2) 営農指導事業

農業関連事業に50%配賦し、残りをそれぞれの事業の事業総利益割で配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	49.98%	16.45%	14.72%	16.45%	2.41%	100.00%
営 農 指 導 事 業	26.29%	20.35%	50.00%	3.35%		100.00%

●財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当ＪＡの令和７年３月１日から令和８年２月２８日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - （１）業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - （２）業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - （３）重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和８年６月２６日

大船渡市農業協同組合

代表理事組合長 猪股 岩夫

●会計監査人の監査

令和６年度および令和７年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の２第３項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益（事業収益）	1,585,216	1,471,964	1,414,305	1,315,662	1,324,042
信用事業収益	805,199	749,202	716,731	681,172	650,270
共済事業収益	604,631	575,917	530,386	512,257	503,368
農業関連事業収益	110,707	104,039	91,910	71,050	98,804
その他の収益	64,677	42,804	75,277	51,182	71,598
経常利益	126,199	87,678	122,244	64,187	85,038
当期剰余金	98,777	79,730	93,984	64,652	80,627
出資金	1,560,878	1,549,071	1,540,739	1,524,967	1,496,025
（出資口数）	1,560,878	1,549,071	1,540,739	1,524,967	1,496,025
純資産額	4,715,362	4,280,553	4,195,961	3,757,619	3,194,130
総資産額	113,951,153	117,912,950	112,299,362	114,433,673	112,819,129
貯金等残高	105,511,831	109,893,585	104,564,352	108,366,455	107,137,168
貸出金残高	25,681,848	25,792,167	24,701,834	23,648,869	24,373,954
有価証券残高	5,608,414	6,001,557	6,339,607	6,001,446	5,320,645
剰余金配当額	-	-	-	-	-
・出資配当額	-	-	-	-	-
・事業利用分量配当額	-	-	-	-	-
職員数	239	214	191	186	175
単体自己資本比率	13.05	12.97	14.80	14.65	15.94

- 注） 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

	令和6年度	令和7年度	増減
資金運用収支	711,342	721,263	9,921
役務取引等収支	34,755	36,003	1,247
その他信用事業収支	2,446	823	△ 1,622
信用事業粗利益	681,172	650,270	△ 30,901
（信用事業粗利益率）	0.62%	0.60%	△ 0.02%
事業粗利益	1,315,662	1,324,042	8,379
（事業粗利益率）	1.14%	1.15%	0.02%
事業純益	30,886	60,685	29,799
実質事業純益	30,886	60,685	29,799
コア事業純益	28,439	59,861	31,422
コア事業純益 （投資信託解約損益を除く。）	△ 13,844	18,285	32,129

注） 各粗利益率は下記のとおり算出しております。

- (1) 信用事業粗利益率 = 信用事業総利益 / 信用事業資産（債務保証見返を除く）の平均残高 × 100
(2) 事業粗利益率 = 事業総利益 / 総資産（債権保証見返を除く）の平均残高 × 100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	109,125,527	722,815	0.66%	107,868,745	891,934	0.83%
う ち 預 金	77,703,287	337,483	0.43%	76,364,472	473,531	0.62%
う ち 有 価 証 券	7,360,202	42,284	0.57%	7,252,160	41,576	0.57%
う ち 貸 出 金	24,062,037	343,047	1.43%	24,252,113	376,826	1.55%
資 金 調 達 勘 定	106,969,536	57,761	0.05%	105,776,641	199,482	0.19%
う ち 貯 金・定 積	106,311,613	57,761	0.05%	105,776,641	199,482	0.19%
う ち 借 入 金	657,923	-	0.00%	-	-	-
総 資 金 利 ざ や	-	-	0.29%	-	-	0.33%

- 注) 1. 記載した利回りは次により算出しております。
 ・資金運用利回り＝資金運用収支／資金運用勘定の平均残高
 ・資金調達利回り＝資金調達費用／資金調達勘定の平均残高
 2. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受 取 利 息	12,829	169,119
う ち 預 金	27,563	136,048
う ち 有 価 証 券	5,190	△ 708
う ち 貸 出 金	△ 19,924	33,778
支 払 利 息	49,641	141,721
う ち 貯 金・定 積	49,641	141,721
う ち 借 入 金	-	-
差 引	△ 36,811	27,397

- 注) 1. 増減額は前年対比によるものです。
 2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

	令和6年度	令和7年度	増 減
流動性貯金	50,174,372 (47.19%)	50,733,086 (47.97%)	558,714
定期性貯金	56,029,297 (52.70%)	54,905,506 (51.91%)	△ 1,123,791
その他の貯金	113,884 (0.11%)	131,677 (0.12%)	17,793
合 計	106,317,554 (100.00%)	105,770,269 (100.00%)	△ 547,284

- 注) 1. 流動性貯金は当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金及び通知貯金、定期性貯金は、定期貯金と定期積金のそれぞれの合計額です。
 2. ()内は構成比です。

②定期貯金残高

(単位：千円、%)

	令和6年度	令和7年度	増 減
定期貯金	56,658,927 (100.00%)	54,277,181 (100.00%)	△ 2,381,745
うち固定金利定期	56,657,559 (100.00%)	54,275,813 (100.00%)	△ 2,381,746
うち変動金利定期	1,367 (0.00%)	1,368 (0.00%)	-

- 注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. ()内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	増 減
手形貸付	202,692	208,872	6,180
証書貸付	23,255,646	23,430,407	174,760
当座貸越	612,138	616,504	4,365
割引手形	-	-	-
合 計	24,070,477	24,255,784	185,307

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円、%)

	令和6年度	令和7年度	増 減
固定金利貸出	11,943,100 (50.50%)	13,453,279 (55.20%)	1,510,178
変動金利貸出	11,705,768 (49.50%)	10,920,675 (44.80%)	△ 785,093
合 計	23,648,869 (100.00%)	24,373,954 (100.00%)	725,085

- 注) ()内は構成比です。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

		令和6年度	令和7年度	増 減
担保	貯 金 等	480,901	447,564	△ 33,337
	有 価 証 券	-	-	-
	動 産	12,851	11,896	△ 954
	不 動 産	1,100,605	958,118	△ 142,486
	そ の 他 担 保 物	125,343	112,841	△ 12,501
計		1,719,701	1,530,421	△ 189,280
保証	農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	3,762,500	3,860,486	97,986
	そ の 他 保 証	8,098,577	8,481,290	382,713
	計	11,861,077	12,341,777	480,699
信 用		10,068,090	10,501,756	433,665
合 計		23,648,869	24,373,954	725,085

④債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円、%)

		令和6年度	令和7年度	増 減
設 備 資 金		19,356,699 (81.9%)	20,151,225 (82.7%)	794,526
運 転 資 金		4,292,170 (18.1%)	4,222,729 (17.3%)	△ 69,441
合 計		23,648,869 (100.0%)	24,373,954 (100.0%)	725,085

注 ()内は構成比です。

⑥貸出金の業種別残高

(単位：千円、%)

		令和6年度	令和7年度	増 減
農 業		1,059,791 (4.5%)	979,963 (4.0%)	△ 79,828
林 業		14,249 (0.1%)	32,082 (0.1%)	17,833
水 産 業		407,427 (1.7%)	615,998 (2.5%)	208,571
製 造 業		780,384 (3.3%)	789,012 (3.2%)	8,627
鉱 業		34,034 (0.1%)	32,743 (0.1%)	△ 1,290
建 設 業		1,442,559 (6.1%)	1,524,266 (6.3%)	81,706
不 動 産 業		9,715 (0.0%)	13,859 (0.1%)	4,143
電気・ガス・熱供給・水道業		70,400 (0.3%)	74,524 (0.3%)	4,124
運 輸 ・ 通 信 業		325,359 (1.4%)	297,501 (1.2%)	△ 27,858
卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店		461,820 (2.0%)	465,772 (1.9%)	3,951
サ ー ビ ス 業		2,794,681 (11.8%)	2,806,961 (11.5%)	12,280
金 融 ・ 保 険 業		258,081 (1.1%)	262,993 (1.1%)	4,911
地 方 公 共 団 体		3,956,558 (16.7%)	4,733,223 (19.4%)	776,664
そ の 他		12,033,804 (50.9%)	11,745,051 (48.2%)	△ 288,753
合 計		23,648,869 (100.0%)	24,373,954 (100.0%)	725,085

注 ()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	1,080,814	1,014,582	△ 66,231
穀 作	32,321	53,524	21,202
野 菜 ・ 園 芸	80,555	90,634	10,079
果 樹 ・ 樹 園 農 業	72,558	2,610	△ 69,948
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	131,893	154,017	22,123
養 鶏 ・ 養 卵	177,070	163,078	△ 13,991
そ の 他 農 業	586,415	550,718	△ 35,696
農 業 関 連 団 体 等	26,993	25,140	△ 1,852
合 計	1,107,807	1,039,723	△ 68,083

注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	327,994	331,207	3,213
農 業 制 度 資 金	779,813	708,515	△ 71,297
農 業 近 代 化 資 金	482,253	403,933	△ 78,319
そ の 他 制 度 資 金	297,560	304,582	7,022
合 計	1,107,807	1,039,723	△ 68,083

注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：千円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	令和7年度	811,998	167,908	54,180	589,909	811,998
	令和6年度	962,641	183,256	102,373	677,010	962,641
危険債権	令和7年度	236,293	59,936	47,724	120,508	228,169
	令和6年度	212,333	51,315	57,206	93,685	202,206
要管理債権	令和7年度	-	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-	-
	三月以上延滞債権	令和7年度	-	-	-	-
		令和6年度	-	-	-	-
	貸出条件緩和債権	令和7年度	-	-	-	-
		令和6年度	-	-	-	-
小 計	令和7年度	1,048,292	227,845	101,904	710,418	1,040,168
	令和6年度	1,174,974	234,572	159,580	770,695	1,164,847
正常債権	令和7年度	23,352,750				
	令和6年度	22,494,692				
合 計	令和7年度	24,401,042				
	令和6年度	23,669,666				

注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

開示基準別の債権の分類・保全状況図

自己査定債務者区分

信用事業債務者区分

貸付金

その他の債権

信用事業以外の与信

金融再生法債権区分

信用事業債務者区分

貸付金

その他の債権

信用事業以外の与信

リスク管理債権

信用事業債務者区分

貸付金

その他の債権

信用事業以外の与信

破綻先

実質破綻先

破綻懸念先

要注意先

要管理先

その他要注意先

正常先

破綻更正債権及びこれらに準ずる債権

危険債権

要管理債権

正常債権

破綻先債権

延滞債権

3か月以上延滞債権

貸出条件緩和債権

●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり再建の見通しがなく状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 3か月以上延滞債権

元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要注意先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●破産更正債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権

三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

●破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じている貸出金

●延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

●3か月以上延滞

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増減額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増減額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	59,369	53,791	-	59,369	53,791	53,791	52,987	359	53,432	52,987
個別貸倒引当金	801,036	777,926	23,824	777,212	777,926	777,926	711,646	71,093	706,833	711,646
合計	860,406	831,718	23,824	836,581	831,718	831,718	764,634	71,452	760,266	764,634

⑫貸出金償却の額

(単位：千円)

項目	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	26,257	71,452

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	30,179	182,816	32,244	178,112
	金 額	20,133,915	37,839,977	31,578,021	40,407,910
代金取立為替	件 数	-	-	-	1
	金 額	-	-	-	0
雑 為 替	件 数	827	1,011	746	986
	金 額	80,258	81,902	69,823	57,593
計	件 数	31,006	183,827	32,990	179,099
	金 額	20,214,174	37,921,879	31,647,845	40,465,504

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	5,148,504	5,110,393	△ 38,111
地 方 債	1,917,123	1,846,970	△ 70,152
社 債	294,574	294,795	221
合 計	7,360,202	7,252,160	△ 108,042

注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和7年度								
国 債	-	-	-	-	3,753,310	-	-	3,753,310
地 方 債	51,045	106,450	58,062	48,358	1,073,798	-	-	1,337,715
社 債	-	-	-	-	229,620	-	-	229,620
令和6年度								
国 債	-	-	-	-	4,181,860	-	-	4,181,860
地 方 債	57,429	108,767	64,135	64,194	1,269,469	-	-	1,563,996
社 債	-	-	-	-	255,590	-	-	255,590

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

【売買目的有価証券】

該当する取引はありません。

【満期保有目的の債券】

該当する取引はありません。

【その他有価証券】

(単位：千円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得 原価又は償却原価を超え ないもの	国 債	4,181,860	5,116,672	△ 934,812	3,753,310	5,115,624	△ 1,362,314
	地方債	1,563,996	1,887,551	△ 323,554	1,337,715	1,814,424	△ 476,709
	社 債	255,590	295,082	△ 39,492	229,620	295,429	△ 65,809
合 計		6,001,446	7,299,306	△ 1,297,860	5,320,645	7,225,478	△ 1,904,833

②金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

（６）預かり資産の状況

①投資信託残高（ファンドラップ含む）

（単位：千円）

種 類	令和６年度	令和７年度
投資信託残高 （ファンドラップ含む）	21,753	26,938

注）投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

②残高有り投資信託口座数

（単位：口座）

種 類	令和６年度	令和７年度
残高有り投資信託 口座数	646	654

２．共済取扱実績

（１）長期共済新契約高・長期共済保有高

（単位：件、千円）

種 類		令和６年度		令和７年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終 身 共 済	7,619	62,484,919	7,648	58,626,380
	定 期 生 命 共 済	490	5,049,900	503	4,994,900
	養 老 生 命 共 済	1,699	9,313,362	1,524	8,001,511
	（うち子ども共済）	1,023	4,389,100	987	3,988,400
	医 療 共 済	5,957	695,050	5,927	619,350
	が ん 共 済	752	84,000	977	69,000
	定 期 医 療 共 済	181	586,100	172	543,300
	介 護 共 済	589	1,310,630	634	1,493,692
	認 知 症 共 済	299		282	
	生 活 障 害 共 済	208		198	
	特 定 重 度 疾 病 共 済	968		939	
	年 金 共 済	2,273	300,000	2,202	275,000
建 物 更 生 共 済		12,104	175,770,905	11,989	174,089,081
合 計		33,139	255,594,867	32,995	248,712,216

注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
医 療 共 済	5,957	14,564	5,927	12,560
が ん 共 済	752	4,983	977	3,723
定 期 医 療 共 済	181	903	172	860
合 計	6,890	20,450	7,076	17,143

注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
介 護 共 済	589	1,903,657	634	2,180,885
認 知 症 共 済	299	318,900	282	299,600
生活障害共済(一時金型)	123	724,900	114	641,800
生活障害共済(定期年金型)	85	70,760	84	67,060
特 定 重 度 疾 病 共 済	968	1,714,700	939	1,579,700

注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
年 金 開 始 前	1,479	754,550	1,382	708,246
年 金 開 始 後	794	376,504	820	397,020
合 計	2,273	1,131,054	2,202	1,105,266

注)金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度			令和7年度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	719	8,234,190	10,579	752	8,758,970	11,708
自 動 車 共 済	12,924		645,688	12,926		659,830
傷 害 共 済	5,358	26,735,500	1,186	4,225	24,582,000	1,180
団 体 定 期 生 命 共 済	-	-	-	-	-	-
定 額 定 期 生 命 共 済	-	-	-	-	-	-
賠 償 責 任 共 済	94		229	93		223
自 賠 責 共 済	6,933		117,572	7,121		120,514
計	26,028		775,254	25,117		793,457

注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

３．農業関連事業取扱実績

（１）買取購買品（生産資材）取扱実績

（単位：件、千円）

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度	
	供 給 高	手 数 料	供 給 高	手 数 料
肥 料	77,815	11,995	78,027	12,629
飼 料	2,937,153	8,463	2,897,535	8,294
農 薬	66,561	10,396	69,435	13,410
農 業 機 械	5,618	900	9,535	1,116
そ の 他	90,811	12,550	79,078	10,918
計	3,177,959	44,306	3,133,610	46,367

注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

（２）受託販売品取扱実績

（単位：件、千円）

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度	
	販 売 高	手 数 料	販 売 高	手 数 料
米	202,436	5,060	131,667	3,291
雑 穀 ・ 豆 類	1,522	38	2,707	67
野 菜	155,976	3,929	175,171	4,387
果 実	21,115	513	13,172	329
花 き ・ 花 木	4,516	112	5,131	128
菌 茸 類	49,880	1,345	45,843	1,236
生 乳	82,064	2,051	71,578	1,789
肉 牛	94,866	2,371	114,294	2,857
肉 豚	914,990	2,029	856,785	1,942
計	1,527,370	17,452	1,416,351	16,031

注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

（３）買取販売品取扱実績

（単位：件、千円）

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度	
	販 売 高	手 数 料	販 売 高	手 数 料
米 ・ 野 菜 等	76,593	2,333	245,459	6,624
花 き ・ 花 木	22,891	676	18,317	497
計	99,484	3,009	263,776	7,121

注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

(4) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収益	保 管 料	1,631	1,873
	荷 役 料	1,919	1,976
	検 査 料	1,376	1,203
	そ の 他 収 益	440	465
	計	5,369	5,518
費用	農 産 物 検 査	220	265
	倉 庫 労 務 費	2,885	2,799
	減 価 償 却 費	-	-
	倉 庫 保 全 費	41	-
	そ の 他 費 用	443	463
	計	3,591	3,527

(5) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	収 益 高	差引利益	収 益 高	差引利益
花 き 育 苗 セ ン タ ー	31,315	△ 1,991	26,580	△ 1,786
水 稻 育 苗 セ ン タ ー	57,912	3,152	63,710	17,590
総 合 指 導 セ ン タ ー	5,706	△ 2,058	5,704	△ 2,597
ラ イ ス セ ン タ ー	5,392	655	6,644	2,394
人 工 授 精	5,431	44	5,432	180
農 産 物 生 産 施 設	1,507	260	1,553	412
果 樹 集 出 荷 セ ン タ ー	6,069	1,682	5,482	1,418
世 界 の 椿 館	24,875	24	24,452	2,226
機 械 利 用	20,176	3,612	21,737	4,598
農 業 新 聞	7,396	498	7,296	481
葬 祭 (ご く よ う)	274,367	29,801	313,341	34,429
計	440,150	35,679	481,935	59,346

(6) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	収 益 高	差引利益	収 益 高	差引利益
柿 加 工	3,058	119	1,628	282
み そ 加 工	556	135	681	319
製 茶 加 工	306	215	162	145
菌 床 椎 茸 加 工	12	-	-	-
り ん ご 加 工	34	△ 27	7,311	745
計	3,968	442	9,783	1,490

4. 生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	供 給 高	手 数 料	供 給 高	手 数 料
米	19,933	1,925	21,162	2,081
一 般 食 品	10,346	2,130	10,528	2,179
食 材	80	6	82	6
衣 料 品	5,320	832	14,968	3,196
日 用 品	115,230	20,437	75,385	15,163
耐 久 消 費 財	10,017	1,633	11,138	1,678
農 産 物 加 工	3,335	471	3,585	248
計	164,263	27,437	136,850	24,554

(2) 介護事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	訪 問 介 護 収 益	16,259	16,959
	通 所 介 護 収 益	117,165	125,038
	居 宅 介 護 収 益	19,328	20,124
	計	152,752	162,121
費 用	訪 問 介 護 費 用	14,074	13,829
	通 所 介 護 費 用	117,487	115,630
	居 宅 介 護 費 用	19,180	14,360
	計	150,741	143,819

5. 指導事業

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 入	指 導 事 業 補 助 金	7,217	9,590
	実 費 収 入	4,289	3,094
	計	11,506	12,685
支 出	営 農 改 善 費	15,424	18,447
	生 活 文 化 費	2,094	2,006
	教 育 情 報 費	5,970	5,646
	組 織 育 成 費	2,165	3,141
	計	25,655	29,242

IV 経営諸指標

1. 利 益 率

(単位：％)

	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.06%	0.07%
資本経常利益率	1.27%	1.67%
総資産当期純利益率	0.06%	0.07%
資本当期純利益率	1.41%	1.53%

注)記載した経営諸比率は次により算出しております。

- ・総資産経常利益率 = 経常利益／総資産(債務保証見返を除く)の平均残高×100
- ・資本経常利益率 = 経常利益／純資産勘定平均残高×100
- ・総資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返勘定を除く)の平均残高×100
- ・資本当期純利益率 = 当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

		令和6年度	令和7年度	増 減
貯 貸 率	期 末	21.82%	22.75%	0.93%
	期中平均	22.64%	22.93%	0.29%
貯 証 率	期 末	5.53%	4.96%	△0.57%
	期中平均	6.92%	6.85%	△0.07%

3. 職員一人当たり指標

(単位：千円)

		令和6年度	令和7年度
信 用 事 業	貯 金 残 高	582,615	612,212
	貸 出 金 残 高	127,144	139,280
共 済 事 業	長期共済保有高	1,374,166	1,421,213
経 済 事 業	購 買 品 取 扱 高	17,969	18,688
	販 売 品 取 扱 高	8,212	8,093

4. 一店舗当たり指標

(単位：千円)

		令和6年度	令和7年度
信 用 事 業	貯 金 残 高	21,673,291	21,427,434
	貸 出 金 残 高	4,729,774	4,874,791
共 済 事 業	長期共済保有高	51,118,973	49,742,443
経 済 事 業	購 買 品 取 扱 高	668,444	654,092

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,964,719	5,027,392
うち、出資金及び資本準備金の額	1,524,967	1,496,025
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	3,510,993	3,580,941
うち、外部流出予定額(△)	14,583	—
うち、上記以外に該当するものの額	△ 56,657	△ 49,574
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	53,791	52,987
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	53,791	52,987
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,018,511	5,080,380
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	9,677	8,401
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9,677	8,401
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

(単位:千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	9,677	8,401
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	5,008,833	5,071,978
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	31,531,635	30,928,339
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		30,868,014
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	105,303	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿額の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	105,303	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,640,272	882,580
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	34,171,907	31,810,920
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	14.65%	15.94%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和7年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット 額 A	所要 自己資本額 B=A×4%
現金	509,805	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,126,957	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	5,852,408	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	79,633,630	15,926,726	637,069
法人等向け	690,020	317,556	12,702
中小企業等向け及び個人向け	7,608,360	3,819,270	152,770
抵当権付住宅ローン	3,662,097	1,016,414	40,656
不動産取得等事業向け	281,062	279,986	11,199
三月以上延滞等	1,750,089	1,087,174	43,486
取立未済手形	5,949	1,189	47
信用保証協会等保証付	4,213,244	417,828	16,713
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
出資等	301,589	301,589	12,063
(うち出資等のエクスポージャー)	301,589	301,589	12,063
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
上記以外	6,783,929	8,258,596	330,343
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するものの以外 のものに係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手 段に係るエクスポージャー)	1,804,040	4,510,100	180,404
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエク スポージャー)	8,611	21,529	861
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有して いる他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に 関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有して いない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段 に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-

	(うち上記以外のエクスポージャー)	4,971,277	3,726,966	149,078
証券化		-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-
	(うち非STC適用分)	-	-	-
再証券化		-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		-	-	-
	(うちルックスルー方式)	-	-	-
	(うちマンドート方式)	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		-	105,303	4,212
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		-	-	-
CVARリスク相当額÷8%		-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)		116,419,145	31,531,635	1,261,265
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 A		所要 自己資本額 B=A×4%
		2,640,272		105,610
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計 A		所要 自己資本額 B=A×4%
		34,171,907		1,366,876

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

÷ 8%

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

	令和7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット 額 A	所要 自己資本額 B=A×4%
現金	528,595	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,125,909	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	6,559,947	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	78,003,444	15,602,100	624,084
(うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け)	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	303,933	66,888	2,675
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,083,780	2,428,764	97,150
(うちトランザクター向け)	107,095	48,192	1,927
不動産関連向け	10,584,023	4,266,074	170,642
(うち自己居住用不動産等向け)	10,151,273	3,818,341	152,733
(うち賃貸用不動産向け)	432,749	447,732	17,909
(うち事業用不動産関連向け)	-	-	-
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-
(うちADC向け)	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	1,399,345	963,462	38,538
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	228,005	99,004	3,960
取立未済手形	14,881	2,976	119
信用保証協会等による保証付	4,254,061	422,911	16,916
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
株式等	301,589	301,589	12,063
共済約款貸付	-	-	-
上記以外	3,986,990	6,726,375	269,055
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するものの以外に係るエクスポージャー)	-	-	-

	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	1,804,040	4,510,100	180,404
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	22,216	55,541	2,221
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	2,160,734	2,160,734	86,429
証券化		-	-	-
	(うちＳＴＣ要件適用分)	-	-	-
	(短期ＳＴＣ要件適用分)	-	-	-
	(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
	(うちＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
再証券化		-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		-	-	-
	(うちルックスルー方式)	-	-	-
	(うちマンドート方式)	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		-	-	-
ＣＶＡリスク相当額÷８％		-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）		193,485,048	46,530,439	1,861,217
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を ８％で除して得た額 Ａ		所要 自己資本額 Ｂ＝Ａ×４％
		882,580		35,303
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計 Ａ		所要 自己資本額 Ｂ＝Ａ×４％
		31,810,920		1,272,436

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)	
	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	882,580
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	70,606
B I	588,387
B I C	70,606

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L M は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出に当たって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究会（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ'ｓ）
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング（Ｓ＆Ｐ）
フィッチレーティングスリミテッド（Ｆｉｔｃｈ）

注）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び

延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

（単位：千円）

		令和 6 年度					令和 7 年度				
		信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残高	うち貸出 金等	うち債券	うち店頭 デリバテ ィブ	延滞エク スポー ジャー	信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残高	うち貸出 金等	うち債券	うち店頭 デリバテ ィブ	延滞エク スポー ジャー
国内		115,121,285	23,669,675	6,014,702	－	1,750,089	113,576,771	24,401,048	5,333,820	－	1,627,351
国外		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地域別残高計		115,121,285	23,669,675	6,014,702	－	1,750,089	113,576,771	24,401,048	5,333,820	－	1,627,351
法人	農業	447,898	447,898	－	－	11	405,297	405,297	－	－	11
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	40,667	40,667	－	－	－	33,165	33,165	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	165,742	－	165,742	－	－	150,062	－	150,062	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,088,533	1,088,533	－	－	173,227	996,367	996,367	－	－	173,227
	日本国政府・地方公共団体	9,720,999	3,962,763	5,758,236	－	－	9,846,833	4,743,510	5,103,323	－	－
	上記以外	81,986,986	151,041	90,725	－	－	80,369,197	164,795	80,435	－	－
	個人	17,978,991	17,978,773	－	－	641,346	18,181,833	18,057,914	－	－	571,641
その他	3,691,470	－	－	－	935,504	3,594,017	－	－	－	882,471	
業種別残高計		115,121,285	23,669,675	6,014,702	－	1,750,089	113,576,771	24,401,048	5,333,820	－	1,627,351
1 年以下		80,353,880	720,249	－	－		78,866,229	760,434	－	－	
1 年超 3 年以下		551,040	551,040	－	－		778,789	768,288	9,735	－	
3 年超 5 年以下		1,301,078	1,281,506	19,571	－		1,293,369	1,283,659	9,710	－	
5 年超 7 年以下		1,545,114	1,545,114	－	－		1,093,015	1,093,015	－	－	
7 年超10 年以下		1,768,508	1,768,508	－	－		2,528,465	2,528,465	－	－	
10 年超		22,288,152	16,293,021	5,995,131	－		21,916,748	16,602,373	5,314,375	－	
期限の定めのないもの		7,313,513	1,510,236	－	－		7,100,157	1,364,815	－	－	
残存期間別残高計		115,121,285	23,669,675	6,014,702	－		113,576,771	24,401,048	5,333,820	－	

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

	令和 6 年度					令和 7 年度				
	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	59,369	53,791	-	59,369	53,791	53,791	52,987	359	53,432	52,987
個別貸倒引当金	801,036	777,926	23,824	777,212	777,926	777,926	711,646	71,093	706,833	711,646

④ 業種別の個別引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

		令和 6 年度						令和 7 年度					
		期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償 却	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償 却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内		801,036	777,926	23,824	777,212	777,926	-	777,926	711,646	71,093	706,833	711,646	-
国 外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		801,036	777,926	23,824	777,212	777,926	-	777,926	711,646	71,093	706,833	711,646	-
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	204,344	209,549	-	204,344	209,549	-	209,549	221,076	-	209,549	221,076	-
	日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外		7,494	7,140	-	7,494	7,140	-	7,140	1,138	-	7,140	1,138	-
個人		589,198	561,237	23,824	565,374	561,237	-	561,237	489,433	71,093	490,144	489,433	-
業種別残高計		801,036	777,926	23,824	777,212	777,926	-	777,926	711,646	71,093	706,833	711,646	-

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

	令和7年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F(=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オフ・バランス資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
現金	－	528,595		528,595		－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	5,125,909		5,125,909		－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150						
国際決済銀行等向け	－						
我が国の地方公共団体向け	－	6,559,947		6,559,947		－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20						
我が国の政府関係機関向け	10～20						
地方三公社向け	20						
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	20～150	78,003,444		78,003,444		15,602,100	20
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	20～150						
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	303,933		303,933		66,888	22
（うち特定貸付債権向け）	20～150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	3,989,319	1,231,967	3,670,017	123,162	2,476,957	65
（うちトラザクター向け）	45		1,070,950		107,095	48,192	45
不動産関連向け	20～150	10,515,869		10,376,563		4,266,074	41
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	10,083,120		9,950,151		3,818,341	38
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	432,749		426,411		447,732	105
（うち事業用不動産関連向け）	70～150						
（うちその他不動産関連向け）	60						
（うちADC向け）	100～150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	963,105	990	960,778	40	963,462	100
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	99,105		99,004		99,004	100
取立未済手形	20	14,881		14,881		2,976	20
信用保証協会等による保証付	0～10	4,254,061		4,229,115		422,911	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
共済約款貸付	250～400	301,589		301,589		301,589	100
出資等	－						
上記以外	100～1250	3,986,990	－	3,986,990	－	6,726,375	169
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1,250						
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400						
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	1,804,040		1,804,040		4,510,100	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	22,216		22,216		55,541	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	250						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	150						
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	2,160,734	－	2,160,734	－	2,160,734	100
証券化	－						
（うちＳＴＣ要件適用分）	－						
（短期ＳＴＣ要件適用分）	－						
（うち不良債権証券化適用分）	－						

(うちＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分)	—						
再証券化	—						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—						
未決済取引	—						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—						
合計（信用リスク・アセットの額）	—					30,928,339	

(注)

1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：千円)

	令和7年度																				
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）																				
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計								
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,125,909												5,125,909								
外国の中央政府及び中央銀行向け																					
国際決済銀行等向け																					
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計							
我が国の地方公共団体向け	6,559,947													6,559,947							
外国の中央政府等以外の公共部門向け																					
地方公共団体金融機構向け																					
我が国の政府関係機関向け																					
地方三公社向け																					
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計							
国際開発銀行向け																					
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	77,989,361		14,069				13								78,003,444						
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）																					
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計						
カバード・ボンド向け																					
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計					
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	296,306										7,627					303,933					
（うち特定貸付債権向け）																					
	100%			150%			250%			400%			その他			合計					
劣後債権及びその他資本性証券等																					
株式等							301,589									301,589					
	45%				75%				100%				その他				合計				
中堅中小企業等向け及び個人向け	107,095				1,990,815				408,393				835,824				3,793,179				
（うちトランザクター向け）	107,095																107,095				
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%		62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	1,210,835								1,804,336										2,842,106	4,060,176	9,950,151
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%		105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け																	426,305		106	426,411	
	70%			90%			110%			112.50%			150%			その他			合計		
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け																					
	60%						その他						合計								
不動産関連向け うちその他不動産関連向け																					
	100%				150%				その他				合計								
不動産関連向け うちADC向け																					
	50%				100%				150%				その他				合計				
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く）	35,059				885,381				40,354				23				960,819				
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞					99,004												99,004				
	0%			10%			20%			100%			その他			合計					
現金	528,595															528,595					
取立未済手形							14,881									14,881					
信用保証協会等による保証付	0			4,226,011			0						3,103			4,229,115					
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																					
共済約款貸付																					

(注)

1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト0%	-	11,489,171	11,489,171
	リスク・ウェイト2%	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	4,213,244	4,213,244
	リスク・ウェイト20%	-	79,935,539	79,935,539
	リスク・ウェイト35%	-	3,662,097	3,662,097
	リスク・ウェイト50%	-	718,777	718,777
	リスク・ウェイト75%	-	7,608,360	7,608,360
	リスク・ウェイト100%	-	7,027,269	7,027,269
	リスク・ウェイト150%	-	57,336	57,336
	リスク・ウェイト200%			
	リスク・ウェイト250%	-	1,812,651	1,812,651
	その他	-	9,677	9,677
リスク・ウェイト1250%		-	-	-
計		-	116,534,126	116,534,126

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク 削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 （％）	資産の額および 与信相当額の合計額 （CCF・信用リスク削減 効果適用後）
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
40%未満	103,114,151			102,725,885
40%～70%	35,089	1,071,425	10%	142,184
75%	4,899,930	118,949	10%	4,832,921
80%	-	-	11%	-
85%	418,414			416,482
90%～100%	1,409,948	855	10%	1,400,406
105%～130%	432,749			426,411
150%	40,321	431	10%	40,354
250%	301,589			301,589
400%				
1250%				
その他	7,570	41,296	10%	10,747
合 計	110,659,763	1,232,958	10%	110,296,983

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する手法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付けがＡーまたはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がＢＢＢーまたはＢaa３以上の格付けを付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者 向け	-	-	-
法人等向け	80,000	-	-
中小企業等向け及び個人向け	67,338	2,801,379	-
抵当権住宅ローン	-	1,550,238	-
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-
証券化	-	-	-
上記以外	9,072	1,531,774	-
合 計	156,411	5,883,392	-

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてはリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：千円)

区 分	令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-
保険会社向け	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	34,569	824,895	-
自己居住用不動産等向け	32,697	5,268,310	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合 計	67,266	6,093,205	-

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象割引の概要CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しております。

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しております。

◇CVAリスクの特性およびCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

8. マーケット・リスクに関する事項

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続等の概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILD（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILD、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	301,589	301,589	301,589	301,589
合 計	301,589	301,589	301,589	301,589

注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和6年度		令和7年度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和6年度		令和7年度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
-	-	-	-

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針および手続については以下のとおりです。

- ・金利金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・経済価値ベースの金利リスク量（ $\angle$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。
- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。
- ・流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルは使用しておりません。
- ・リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

順 番		Δ E V E		Δ N I I	
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
1	上方平行シフト	812	683	68	50
2	下方平行シフト	-	-	-	-
3	スティープ化	816	713		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	120	84		
7	最大値	816	713	68	50
		令和 6 年度		令和 7 年度	
8	自己資本の額	5,008		5,071	

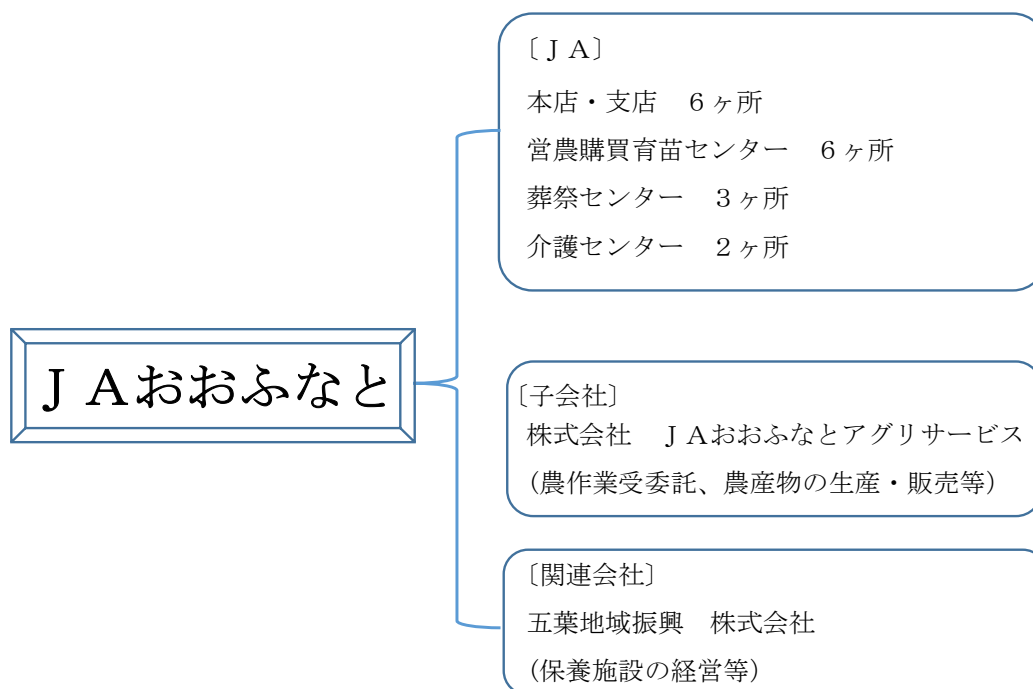
Ⅵ 連結情報

1. グループの概要

(1) グループの事業系統図

J Aおおふなとは、当 J A、子会社 1 社、関連会社 1 社で構成されています。

当年度の連結決算は、子会社等 2 社を連結しております。



(2) 子会社等の状況

会 社 名	株式会社 J A おおふなとアグリサービス	五葉地域振興株式会社
主たる営業所または 事務所の所在地	岩手県陸前高田市竹駒町 字下壺33番地 1	岩手県大船渡市日頃市町 字赤坂西風山 1 番地 5
設 立 年 月 日	平成24年 8 月22日	平成 8 年 7 月 5 日
資本金又は出資金	8, 5 0 0 千円	1 0 0, 0 0 0 千円
事 業 の 内 容	農作業受委託 農産物の生産・販売等	保養施設の経営等
議決権に対する 当組合の所有割合	9 8. 8 %	4 8. 7 %
議決権に対する当組合 及び他の子会社等の所 有割合	9 8. 8 %	4 8. 7 %

(3) 連結事業概況（令和7年度）

①事業の概況

J Aおおふなとは、当J A、子会社1社、関連会社1社で構成されています。

令和7年度の当組合の連結決算は、子会社等2社を連結しております。

関連会社1社につきましては、財務状況等を勘案し連結対象といたしました。

連結決算内容は、連結経常利益72,232千円、連結当期剰余金76,000千円となりました。

ア. 株式会社J Aおおふなとアグリサービス（子会社）

当社は、農作業受委託や農産物の生産・販売等を営み、売上高は33,768千円を計上し、当期利益は3,269千円となりました。

イ. 五葉地域振興株式会社（関連会社）

当社は、保養施設の経営等を営み、売上高は56,061千円を計上し、当期利益は△16,918千円となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益（事業収益）	1,505,772	1,445,430	1,367,700	1,290,334	1,310,710
信用事業収益	745,937	744,786	688,618	669,785	653,470
共済事業収益	604,434	575,717	530,206	512,108	503,207
その他の収益	155,401	124,926	148,875	108,440	154,032
連結経常利益	43,834	66,642	76,782	40,187	72,232
連結当期剰余金	92,107	62,014	87,130	61,291	76,000
連結純資産額	4,775,958	4,323,433	4,231,987	3,790,284	3,222,167
連結総資産額	114,061,941	118,014,154	112,393,964	114,521,295	112,901,737
連結自己資本比率	13.24	13.09	14.86	14.70	15.93

注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省第2号）に基づき算出しております。

(5)連結貸借対照表

(単位:千円)

資 産 の 部			
科 目		金 額	
		令和7年2月28日	令和8年2月28日
(資産の部)			
1.信用事業資産		109,343,232	107,917,775
(1) 現 金 及 び 預 金	本・支店にある現金、信連等にお預けているお金	80,125,322	78,438,101
(2) 有 価 証 券	国債等に投資したお金	6,001,446	5,320,645
(3) 貸 出 金	組合員等のみなさまに貸出したお金	23,560,858	24,279,208
(4) その他の信用事業資産	預金・貸出金の未収利息、為替金等が決済されるまでの債権	441,214	593,166
(5) 貸 倒 引 当 金	債権の貸倒れに備える準備金	△ 785,609	△ 713,346
2.共済事業資産		619	382
(1) その他の共済事業資産	共済付加収入の今年度繰入分	619	382
3.経済事業資産		1,149,849	1,043,961
(1) 受取手形及び経済事業未収金	経済事業の未収金等	982,884	931,694
(2) 棚 卸 資 産	購買品・消耗品、利用事業の在庫高	48,658	47,546
(3) その他の経済事業資産	預託家畜の在庫高	126,611	68,129
(4) 貸 倒 引 当 金	債権の貸倒れに備える準備金	△ 8,304	△ 3,408
4.雑資産	立替金・仮払金など	155,098	135,127
5.固定資産		1,732,716	1,657,342
(1) 有 形 固 定 資 産		1,706,592	1,632,981
減 価 償 却 資 産		2,334,928	2,307,217
減価償却累計額	固定資産を更新するときの準備金	△ 869,183	△ 903,497
土 地		234,654	229,260
建 設 仮 勘 定		6,193	－
(2) 無 形 固 定 資 産	電話加入権など	26,124	24,361
(うち連結調整勘定)		－	－
6.外部出資		2,105,729	2,105,736
(1) 外 部 出 資		2,105,729	2,105,736
(2) 外部出資等損失引当金		－	－
7.繰延税金資産	前払いしているとされる税金	34,049	41,411
資 産 の 部 合 計		114,521,295	112,901,737

(単位:千円)

負債・純資産の部			
科 目		金 額	
		令和7年2月28日	令和8年2月28日
(負債の部)			
1.信用事業負債		108,616,566	107,693,521
(1) 貯 金	みなさまから預かったお金	108,364,332	107,135,049
(2) 借 入 金	岩手県からの転貸借入金	44,360	43,040
(3) その他の信用事業負債	貯金の未払利息、貸出金の前受利息など	207,874	515,431
2.共済事業負債		239,662	227,628
(1) 共 済 資 金	共済掛金の一時預かり金	86,603	74,426
(2) その他共済事業負債	保険代理店勘定など	153,059	153,201
3.経済事業負債		1,013,771	907,014
(1) 支払手形及び経済事業未払金	経済事業の未払金等	907,626	881,739
(2) その他経済事業負債	購買の前受金など	106,145	25,274
4.雑負債	未払金や仮受金など	180,861	210,299
5.諸引当金		627,992	590,369
(1) 賞 与 引 当 金	職員の賞与に備える積立金	18,537	20,090
(2) 退職給付に係る負債	職員の退職に備える積立金	609,454	570,278
6.繰延税金負債		23,029	22,397
7.再評価に係る繰延税金負債	土地の再評価により未払とされる税金	29,126	28,338
負 債 の 部 合 計		110,731,010	109,679,569
(資産の部)			
1.組合員資本		5,011,967	5,055,430
(1) 出 資 金	組合員をはじめとするみなさまが出資したお金	1,525,037	1,496,095
(2) 利 益 剰 余 金		3,543,587	3,608,909
(3) 処 分 未 済 持 分	脱退により組合が譲り受けた出資金	△ 56,657	△ 49,574
2. 評価・換算差額等		△ 1,221,683	△ 1,833,262
(1) その他有価証券評価差額金	有価証券等を時価評価した差額金	△ 1,297,860	△ 1,904,833
(2) 土地再評価差額金	土地の再評価による差額金	76,176	71,570
3. 非支配株主持分		-	-
純 資 産 の 部 合 計		3,790,284	3,222,167
負 債 ・ 純 資 産 合 計		114,521,295	112,901,737

(6)連結損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	令和6年3月1日～令和7年2月28日まで		令和7年3月1日～令和8年2月28日まで	
	金 額		金 額	
1. 事業総利益		1,290,334		1,310,710
(1) 信用事業収益		837,181		975,225
資金運用収益	768,185		920,312	
(うち預金利息)	(337,483)		(473,531)	
(うち有価証券利息)	(42,284)		(41,576)	
(うち貸出金利息)	(341,631)		(375,490)	
(うちその他受入利息)	(46,786)		(29,714)	
役務取引等収益	42,176		43,487	
その他事業直接収益	2,446		823	
その他経常収益	24,373		10,601	
(2) 信用事業費用		167,396		321,754
資金調達費用	58,256		200,382	
(うち貯金利息)	(57,451)		(198,659)	
(うち給付補填金繰入)	(306)		(821)	
(うち借入金利息)	(-)		(-)	
(うちその他支払利息)	(498)		(902)	
役務取引等費用	7,549		7,641	
その他事業直接費用	1,524		1,524	
その他経常費用	100,065		112,205	
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)		(-)	
(うち貸出金償却)	(2,428)		(-)	
信用事業総利益		669,785		653,470
(3) 共済事業収益		550,430		545,577
共済付加収入	515,133		495,201	
その他の収益	35,297		50,376	
(4) 共済事業費用		38,322		42,369
共済推進費及び共済保全費	38,322		42,369	
その他の費用	-		-	
共済事業総利益		512,108		503,207
(5) 購買事業収益		270,730		279,024
購買品供給高	221,980		234,263	
購買多数料	36,107		30,750	
その他の収益	12,642		14,009	
(6) 購買事業費用		194,841		199,044
購買品供給原価	183,576		190,734	
購買品供給費	2,023		2,094	
その他の費用	9,241		6,215	
購買事業総利益		75,889		79,980
(7) 販売事業収益		36,306		41,341
販売品販売高	-		-	
販売手数料	20,376		23,099	
その他の収益	15,929		18,241	
(8) 販売事業費用		9,737		9,336
販売品販売原価	-		-	
販売費	8,867		8,814	
その他の費用	870		521	
販売事業総利益		26,568		32,004
(9) その他事業収益		673,573		734,849
(10) その他事業費用		667,591		692,801
その他事業総利益		5,982		42,047

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	令和6年3月1日～令和7年2月28日まで	令和7年3月1日～令和8年2月28日まで
	金 額	金 額
2. 事業管理費	1,280,716	1,260,695
(1) 人 件 費	935,572	904,986
(2) その他事業管理費	345,144	355,708
事 業 利 益	9,617	50,015
3. 事業外収益	35,537	24,216
(1) 受取出資配当金	13,236	9,460
(2) その他事業外収益	22,300	14,756
4. 事業外費用	4,967	1,998
(1) その他事業外費用	4,967	1,998
経 常 利 益	40,187	72,232
5. 特別利益	47,842	18,155
(1) 固定資産処分益	3,589	140
(2) その他の特別利益	44,253	18,014
6. 特別損失	20,210	17,257
(1) 固定資産処分損	12,145	27
(2) 減損損失	2,924	6,418
(3) その他の特別損失	5,140	10,811
税 引 前 当 期 利 益	67,818	73,130
7. 法人税、住民税及び事業税	11,398	6,613
8. 法人税等調整額	△ 4,871	△ 9,482
法人税等合計	6,527	△ 2,869
当期利益	61,291	76,000
9. 非支配株主に帰属する当期損失	-	-
当期剰余金	61,291	76,000

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	自 令和6年3月 1日 至 令和7年2月28日	自 令和7年3月 1日 至 令和8年2月28日
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	67,819	73,130
減価償却費	73,363	83,384
減損損失	2,924	6,418
貸倒引当金の増減額	△ 38,857	△ 77,159
賞与引当金の増減額	608	1,553
退職給付引当金の増減額	△ 12,926	△ 39,176
信用事業資金運用収益	△ 768,184	△ 920,311
信用事業資金調達費用	58,255	200,382
共済貸付金利息	-	-
共済借入金利息	38,322	42,369
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 13,236	△ 9,460
支払雑利息	-	-
有価証券関係損益	△ 2,187	-
固定資産売却損益	8,556	△ 113
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	1,064,216	△ 718,350
預金の純増減	2,903,000	873,000
貯金の純増減	3,800,997	△ 1,229,283
信用事業借入金の純増減	△ 1,401,780	△ 1,320
その他の信用事業資産の純増減	49,720	△ 51,766
その他の信用事業負債の純増減	65,463	208,350
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減	-	-
共済借入金の純増減	-	-
共済資金の純増減	9,690	△ 12,177
未経過共済付加収入の純増減	664	142
その他共済事業資産の増減額	△ 17	237
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	16,833	51,190
経済受託債権の純増減	△ 60,771	58,289
棚卸資産の純増減	5,631	1,112
支払手形及び経済事業未払金の純増減	18,239	△ 25,887
経済受託債務の純増減	67,673	△ 80,802
その他経済事業資産の純増減	△ 110	193
その他経済事業負債の純増減	30	△ 69

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
	自 令和6年3月 1日 至 令和7年2月28日	自 令和7年3月 1日 至 令和8年2月28日
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減	12,069	19,963
その他の負債の純増減	△ 83,235	103,374
未払消費税等の増減額	△ 3,892	15,567
信用事業資金運用による収入	710,110	820,339
信用事業資金調達による支出	△ 36,715	△ 101,389
共済貸付金利息による収入	-	-
共済借入金利息による支出	△ 38,322	△ 42,369
小 計	6,513,950	△ 750,639
雑利息及び出資配当金の受取額	13,236	9,460
雑利息の支払額	-	-
法人税等の支払額	75,718	△ 79,551
事業活動によるキャッシュ・フロー	6,602,904	△ 820,730
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 601,349	△ 4,824
有価証券の売却による収入	397,610	-
有価証券の償還による収入	76,151	78,652
補助金の受入れによる収入	-	-
固定資産の取得による支出	△ 178,768	△ 17,879
固定資産の売却による収入	8,931	3,565
外部出資による支出	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 297,425	59,514
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	-	-
出資の増額による収入	74,482	68,194
出資の払戻しによる支出	△ 90,254	△ 97,136
持分の取得による支出	△ 52,115	△ 56,657
持分の譲渡による収入	52,115	56,657
出資配当金の支払額	△ 14,744	△ 14,583
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 30,516	△ 43,525
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額 (または減少額)	6,274,963	△ 804,741
6 現金及び現金同等物の期首残高	6,082,231	12,352,322
7 現金及び現金同等物の期末残高	12,352,322	11,538,101

【令和6年度の連結注記表】

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社等・・・・・・2社
株式会社JAおおふなとアグリサービス
五葉地域振興株式会社

2. 連結される子会社等の事業年度等に関する事項

連結される子会社等の決算日は次のとおりです。
2月末 株式会社JAおおふなとアグリサービス
6月末 五葉地域振興株式会社

3. 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

4. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲

- (1) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」中の当座預金、普通預金および通知預金となっております。
- (2) 現金および現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金および預金勘定	80,125,322 千円
別段預金、定期性預金および譲渡性預金	67,773,000 千円
現金および現金同等物	12,352,322 千円

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法

- (1) 子会社株式および関連会社株式 : 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
- ①時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ②市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

購買品・・・・・・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
- 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年5月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産
- 定額法

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
- 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書

きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。債務者の支払能力の判断にあたっては、直近３年間の返済実績と将来３年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しています。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 95,565 千円です。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 子会社支援引当金

子会社の再建に伴う親組合としての支援損失に備えるため、当該子会社の財政状態等を勘案し、損失見積額を計上しています。

5. 収益および費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 34,049 千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和7年2月に作成した令和7年度事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 2,924 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年2月に作成

した令和6年度事業計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 831,718 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の算定方法は、「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は966,369千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 706,250 千円 機械装置 46,832 千円 その他の有形固定資産 213,285 千円

2. 担保に供している資産

担保に供している資産および担保提供資産に対応する債務は、次のとおりです。

担保に供している資産		担保に係る債務	
種 類	期末帳簿価額	内 容	期末残高
定期預金	2,300,000 千円	内国為替決済保証金（ＪＡ岩手県信連）	10,355 千円
〃	4,000,000 千円	借入金（当座貸越）（ＪＡ岩手県信連）	-

3. 子会社等に対する金銭債権および金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額 89,518 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 3,458 千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務の総額

該当する金銭債権および金銭債務はありません。

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（２）（ｉ）から（iv）までに掲げるものの額およびその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は962,641千円、危険債権額は212,333千円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の合計額は1,174,974千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する事項

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- (1) 再評価を行った年月日 平成 11 年 2 月 28 日
- (2) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 57,675 千円

(3) 同法律第 3 条 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）および同条第 4 号に定める、当該事業用土地について地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

V 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額

- (1) 子会社等との取引による収益総額 3,994 千円
うち事業取引高 3,994 千円
- (2) 子会社等との取引による費用総額 30,593 千円
うち事業取引高 30,593 千円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業用店舗については支店および S S ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店についても、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。また、水稻育苗センター等の農業関連施設については組合員の利便性をはかるため資本投下されたものであり、当初から単独による採算を予定しておらず J A 全体の事業のキャッシュ・フロー生成に寄与するものとして、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
介護センター	営業店舗	車両、土地	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

介護センターは営業収支が連続赤字であり、今後も同様の状況が見込まれることから帳簿価額を回収可能額まで減損し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

場 所	減損金額	内 訳
介護センター	2,924	車両 2,191、土地 732
合 計	2,924	

(4) 回収可能価額の算出方法

固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額等に合理的な調整を行って算出しています。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岩手県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債等による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、全て債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に相談課（融資一次審査部署）・債権管理課（融資二次審査部署）を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したA L M（資産負債の統合管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するA L M・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。信用部（運用部門）は、理事会で決定した運用方針およびA L M・リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。信用部（運用部門）が行った取引についてはリスク管理室（リスク管理部門）が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が777,808千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	79,614,611	79,456,642	△157,968
有価証券	6,001,446	6,001,446	—
その他有価証券	6,001,446	6,001,446	—
貸出金	23,648,869		
貸倒引当金（※１）	△821,960		
貸倒引当金控除後	22,826,908	22,561,519	△265,389
資産計（※２）	108,442,966	62,896,569	△423,357
貯 金	108,366,455	108,160,039	△206,415
負債計（※２）	108,366,455	108,160,039	△206,415

（※１）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

（※２）上記の表の資産計および負債計は金融商品に係る合計額であり、貸借対照表の金額とは一致しません。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券はすべて債券であり取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は、次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

外部出資（※1）	貸借対照表計上額
	2,105,629

(※1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預 金	79,614,611	—	—	—	—	—
有価証券	69,426	65,726	65,726	75,726	75,726	6,935,219
その他の有価証券のうち満期があるもの	69,426	65,726	65,726	75,726	75,726	6,935,219
貸 出 金（※1,2）	2,600,930	1,690,538	1,605,310	1,513,964	1,327,792	13,957,895
合 計	82,284,968	1,756,265	1,671,036	1,589,690	1,403,519	20,893,114

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 614,148 千円（融資型を除く）については「1 年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 952,437 千円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金 (※ 1, 2)	105,393,974	846,733	1,116,277	169,860	370,273	412,865
合 計	105,393,974	846,733	1,116,277	169,860	370,273	412,865

(※ 1) 要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

(※ 2) 出資予約貯金 56,471 千円については含めていません。

VII 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計 上 額	取得原価又は 償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	債券			
	国 債	4,181,860	5,116,672	△934,812
	地方債	1,563,996	1,887,551	△323,554
	社 債	255,590	295,082	△39,492
合 計		6,001,446	7,299,306	△1,297,860

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国 債	397,610	1,784	—

4. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

VII 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため「岩手県農協職員退職金共済会」との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	622,380 千円
退職給付費用	86,915 千円
退職給付の支払額	△ 52,380 千円
特定退職共済制度への拠出金	△ 47,460 千円
期末における退職給付引当金	609,454 千円

(3) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,492,930 千円
特定退職共済制度	△ 883,475 千円
未積立退職給付債務	609,454 千円
退職給付引当金	609,454 千円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	86,915 千円
----------------	-----------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金 12,637 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 111,312 千円となっています。

Ⅸ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

① 繰延税金資産および繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

未払事業税	406 千円
賞与引当金	5,116 千円
賞与引当に係る保険料	810 千円
退職給付引当金	168,209 千円
貸倒引当金	45,173 千円
貸出金未収利息	3,257 千円
減価償却超過額（減損損失）	25,263 千円
減損損失	7,938 千円
外部出資評価損	3,271 千円
子会社支援引当金	4,727 千円
共済端末機助成加算	181 千円
資産除去債務	27,007 千円
監査報酬否認	861 千円
その他有価証券評価差額金	358,209 千円
繰延税金資産小計	650,435 千円
評価性引当額	△ 616,386 千円
繰延税金資産合計（A）	34,049 千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△ 23,029 千円
繰延税金負債合計（B）	△ 23,029 千円

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 11,019 千円

② 法定実効税率の変更による影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和 9 年 3 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の 27.6% から 28.3% に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 200 千円減少し、法人税等調整額は 200 千円減少します。

また、再評価に係る繰延税金負債は 738 千円増加し、土地再評価差額金は同額減少します。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.5 %
住民税均等割	4.6 %
評価性引当額の増減	△ 21.9 %
その他	△ 0.6 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.2 %

X 収益認識に関する注記

「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「５．収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XI 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

１．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合の本店・大船渡支店、世田米支店、世田米ふれあいセンター、高田支店は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は32年～50年、割引率は0.38%～0.73%を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	97,350 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	505 千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>－千円</u>
期末残高	97,855 千円

２．貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、一部の施設等に関して、土地賃貸契約に基づき、退去時における土地の原状回復に係る義務を有していますが、当該施設等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該除去債務に見合う資産除去債務を計上していません。

【令和7年度の連結注記表】

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社等・・・・・・2社
株式会社JAおおふなとアグリサービス
五葉地域振興株式会社

2. 連結される子会社等の事業年度等に関する事項

連結される子会社等の決算日は次のとおりです。
2月末 株式会社JAおおふなとアグリサービス
6月末 五葉地域振興株式会社

3. 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

4. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲

(1) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」中の当座預金、普通預金および通知預金となっております。

(2) 現金および現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金および預金勘定	78,438,101 千円
別段預金、定期性預金および譲渡性預金	66,900,000 千円
現金および現金同等物	11,538,101 千円

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

購買品・・・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年5月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書

きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。債務者の支払能力の判断にあたっては、直近３年間の返済実績と将来３年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しています。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 95,565 千円です。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 子会社支援引当金

子会社の再建に伴う親組合としての支援損失に備えるため、当該子会社の財政状態等を勘案し、損失見積額を計上しています。

5. 収益および費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 41,411 千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和8年2月に作成した令和8年度事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 6,418 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和8年2月に作成

した令和 8 年度事業計画を基礎として算出しており、令和 8 年度事業計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 764,634 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の算定方法は、「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 967,369 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 706,250 千円 機械装置 46,832 千円 その他の有形固定資産 214,285 千円

2. 担保に供している資産

担保に供している資産および担保提供資産に対応する債務は、次のとおりです。

担保に供している資産		担保に係る債務	
種 類	期末帳簿価額	内 容	期末残高
定期預金	2,300,000 千円	内国為替決済保証金（ＪＡ岩手県信連）	16,558 千円
〃	4,000,000 千円	借入金（当座貸越）（ＪＡ岩手県信連）	-

3. 子会社等に対する金銭債権および金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額 94,746 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 2,118 千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務の総額

該当する金銭債権および金銭債務はありません。

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（２）（ｉ）から（iv）までに掲げるものの額およびその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は 811,998 千円、危険債権額は 236,293 千円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の合計額は 1,048,292 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する事項

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- (1) 再評価を行った年月日 平成 11 年 2 月 28 日
- (2) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 55,114 千円

(3) 同法律第 3 条 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）および同条第 4 号に定める、当該事業用土地について地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

V 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額

- (1) 子会社等との取引による収益総額 3,255 千円
うち事業取引高 3,255 千円
- (2) 子会社等との取引による費用総額 34,960 千円
うち事業取引高 34,960 千円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業用店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店についても、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。また、水稻育苗センター等の農業関連施設については組合員の利便性をはかるため資本投下されたものであり、当初から単独による採算を予定しておらず J A 全体の事業のキャッシュ・フロー生成に寄与するものとして、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
介護センター	営業店舗	器具備品、土地	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

介護センターは営業収支が連続赤字であり、今後も同様の状況が見込まれることから帳簿価額を回収可能額まで減損し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

場 所	減損金額	内 訳
介護センター	6,418	器具備品 1,024、土地 5,393

(4) 回収可能価額の算出方法

固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額等に合理的な調整を行って算出しています。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岩手県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債等による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、全て債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に相談課（融資一次審査部署）・債権管理課（融資二次審査部署）を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したA L M（資産負債の統合管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するA L M・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。信用部（運用部門）は、理事会で決定した運用方針およびA L M・リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。信用部（運用部門）が行った取引についてはリスク管理室（リスク管理部門）が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が651,683千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	77,908,148	77,705,552	△202,595
有価証券	5,320,645	5,320,645	—
その他有価証券	5,320,645	5,320,645	—
貸出金	24,373,954		
貸倒引当金（※1）	△761,225		
貸倒引当金控除後	23,612,728	22,966,675	△646,052
資産計（※2）	106,841,522	105,992,874	△848,648
貯 金	107,137,168	106,879,442	△257,726
負債計（※2）	107,137,168	106,879,442	△257,726

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

（※2）上記の表の資産計および負債計は金融商品に係る合計額であり、貸借対照表の金額とは一致しません。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券はすべて債券であり取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は、次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

外部出資（※1）	貸借対照表計上額
	2,105,629

(※1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預 金	77,908,148	—	—	—	—	—
有価証券	69,426	65,726	75,726	75,726	65,726	6,862,092
その他の有価証券のうち満期があるもの	69,426	65,726	75,726	75,726	65,726	6,862,092
貸 出 金（※1,2）	2,641,817	1,705,066	1,627,146	1,453,791	1,349,805	14,793,128
合 計	80,619,392	1,770,793	1,702,872	1,529,517	1,415,531	21,655,220

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 631,852 千円（融資型を除く）については「1 年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 803,199 千円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金 (※ 1, 2)	104,370,543	1,195,184	655,493	283,573	162,922	411,187

(※ 1) 要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

(※ 2) 出資予約貯金 58,263 千円については含めていません。

Ⅶ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計 上 額	取得原価又は 償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	債券			
	国 債	3,753,310	5,115,624	△1,362,314
	地方債	1,337,715	1,814,424	△476,709
	社 債	229,620	295,429	△65,809
合 計		5,320,645	7,225,478	△1,904,833

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

4. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

VII 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため「岩手県農協職員退職金共済会」との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	609,454 千円
退職給付費用	84,321 千円
退職給付の支払額	△ 78,931 千円
特定退職共済制度への拠出金	△ 44,566 千円
期末における退職給付引当金	570,278 千円

(3) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,380,854 千円
特定退職共済制度	△ 810,575 千円
未積立退職給付債務	570,278 千円
退職給付引当金	570,278 千円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	84,321 千円
----------------	-----------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金 12,637 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 96,600 千円となっています。

IX 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

① 繰延税金資産および繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

未払事業税	221 千円
賞与引当金	5,545 千円
賞与引当に係る保険料	879 千円
退職給付引当金	161,241 千円
貸倒引当金	42,882 千円
貸出金未収利息	401 千円
減価償却超過額（減損損失）	23,567 千円
減損損失	9,655 千円
外部出資評価損	2,377 千円
子会社支援引当金	4,616 千円
資産除去債務	27,836 千円
監査報酬否認	925 千円
その他有価証券評価差額金	<u>539,067 千円</u>
繰延税金資産小計	819,219 千円
評価性引当額	<u>△ 777,808 千円</u>
繰延税金資産合計（A）	41,411 千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△22,397 千円
繰延税金負債合計（B）	<u>△22,397 千円</u>

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 19,013 千円

② 法定実効税率の変更による影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.6%から28.3%に変更されます。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は694千円増加し、法人税等調整額は694千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は700千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.6 %
住民税均等割	4.2 %
評価性引当額の増減	△ 32.6 %
再評価土地の減損に伴う繰延税金負債の取崩	△ 1.9 %
その他	<u>△ 1.2 %</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 3.7 %

X 収益認識に関する注記

「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「５．収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XI 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

１．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合の本店・大船渡支店、世田米支店、世田米ふれあいセンター、高田支店は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は 32 年～50 年、割引率は 0.38%～0.73%を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	97,855 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	507 千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>－千円</u>
期末残高	98,362 千円

２．貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、一部の施設等に関して、土地賃貸契約に基づき、退去時における土地の原状回復に係る義務を有していますが、当該施設等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該除去債務に見合う資産除去債務を計上していません。

(9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	金 額	金 額
(資本金剰余金の部)		
1. 資本金剰余金期首残高		
2. 資本金剰余金増加高		
3. 資本金剰余金減少高		
4. 資本金剰余金期末残高		
(利益剰余金の部)		
1. 利益剰余金期首残高	3,496,510	3,543,587
2. 利益剰余金増加高	61,822	79,904
当期剰余金	61,291	76,000
土地再評価差額金取崩額	530	3,904
3. 利益剰余金減少高	14,744	14,583
支払配当金	14,744	14,583
4. 利益剰余金期首残高	3,543,587	3,608,909

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	増 減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	962,641	811,998	△ 150,642
危険債権額	212,333	236,293	23,960
要管理債権額	-	-	-
三月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
合 計 (A)	1,174,974	1,048,292	△ 126,682
うち担保・保証付債権額 (B)	394,152	329,749	△ 64,402
担保・保証控除後債権額 (C)	780,822	718,542	△ 62,279
個別計上貸倒引当金残高 (D)	770,695	710,418	△ 60,277
差 引 額 (E) = (C) - (D)	10,126	8,123	△ 2,002
一般計上貸倒引当金残高	51,264	50,807	△ 457
正 常 債 権 額	21,953,606	22,717,530	763,923

- 注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。
7. 担保・保証付債権額
農協法に基づく開示債権額のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）および確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の債権についての当該担保・保証相当額です。
8. 個別計上貸倒引当金残高
農協法に基づく開示債権のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。
9. 担保・保証控除後債権額
農協法に基づく開示債権額から、担保・保証付債権額を控除した債権残高です。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位:千円)

区 分	項 目	令和6年度	令和7年度
信 用 事 業	事業収益	838,726	976,718
	経常利益	134,952	100,949
	資産の差	109,343,232	107,917,775
共 済 事 業	事業収益	550,579	545,738
	経常利益	177,952	184,248
	資産の差	619	382
そ の 他 事 業	事業収益	4,010,898	4,003,811
	経常利益	△ 232,156	△ 200,158
	資産の差	5,177,441	4,983,577
計	事業収益	5,400,205	5,526,269
	経常利益	80,747	85,038
	資産の差	114,521,295	112,901,737

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和8年2月末における連結自己資本比率は、15.93%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	大船渡市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,496百万円

当連結グループでは、適切なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 連結自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額		4,997,223	5,040,847
	うち、出資金及び資本剰余金の額	1,525,037	1,496,095
	うち、再評価積立金の額		
	うち、利益剰余金の額	3,543,587	3,608,909
	うち、外部流出予定額 (△)	14,744	14,584
	うち、上記以外に該当するものの額	△ 56,657	△ 49,574
コア資本に算入される評価・換算差額等			
	うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額			
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		53,791	52,988
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	53,791	52,988
	うち、適格引当金コア資本算入額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		5,051,014	5,093,834
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		9,677	8,401
	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9,677	8,401
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
適格引当金不足額			
証券化取引により増加した自己資本に相当する額			
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
退職給付に係る資産の額		-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額			
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額			
特定項目に係る十パーセント基準超過額		-	-
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		-	-
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		9,677	8,401
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)		5,041,337	5,085,433
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		31,647,476	31,036,352
	資産（オン・バランス）項目	31,647,476	30,976,027
	うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		-
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	105,303	
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
	うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
	うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			
勘定間の振替分			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		2,640,272	882,581
信用リスク・アセット調整額			
フロア調整額			
オペレーショナル・リスク相当額調整額			
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		34,287,748	31,918,933
連結自己資本比率			
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））		14.70%	15.93%

(注1) 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

(注2) 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する I L Mについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「I」を使用しています。

(注3) 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット 額 A	所要 自己資本額 B=A×4%
現金	509,805	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,126,957	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	5,852,408	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	79,633,630	15,926,726	637,069
法人等向け	690,020	317,556	12,702
中小企業等向け及び個人向け	7,608,360	3,819,270	152,770
抵当権付住宅ローン	3,662,097	1,016,414	40,656
不動産取得等事業向け	281,062	279,986	11,199
三月以上延滞等	1,750,089	1,087,174	43,486
取立未済手形	5,949	1,189	47
信用保証協会等保証付	4,213,244	417,828	16,713
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
出資等	301,589	301,589	12,063
(うち出資等のエクスポージャー)	301,589	301,589	12,063
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
上記以外	6,783,929	8,258,596	330,343
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するものの以外 のものに係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手 段に係るエクスポージャー)	1,804,040	4,510,100	180,404
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエク スポージャー)	8,611	21,529	861
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有して いる他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に 関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有して いない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段 に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-

	(うち上記以外のエクスポージャー)	4,971,277	3,726,966	149,078
証券化		-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-
	(うち非STC適用分)	-	-	-
再証券化		-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		-	-	-
	(うちルックスルー方式)	-	-	-
	(うちマンドート方式)	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		-	105,303	4,212
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		-	-	-
CVARリスク相当額÷8%		-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)		116,419,145	31,531,635	1,261,265
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 A		所要 自己資本額 B=A×4%
		2,640,272		105,610
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計 A		所要 自己資本額 B=A×4%
		34,171,907		1,366,876

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)×15\%)の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

	令和7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット 額 A	所要 自己資本額 B=A×4%
現金	528,595	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,125,909	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	6,559,947	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	78,003,444	15,602,100	624,084
(うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け)	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	303,933	66,888	2,675
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,083,780	2,428,764	97,150
(うちトランザクター向け)	107,095	48,192	1,927
不動産関連向け	10,584,023	4,266,074	170,642
(うち自己居住用不動産等向け)	10,151,273	3,818,341	152,733
(うち賃貸用不動産向け)	432,749	447,732	17,909
(うち事業用不動産関連向け)	-	-	-
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-
(うちADC向け)	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	1,399,345	963,462	38,538
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	228,005	99,004	3,960
取立未済手形	14,881	2,976	119
信用保証協会等による保証付	4,254,061	422,911	16,916
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
株式等	301,589	301,589	12,063
共済約款貸付	-	-	-
上記以外	3,986,990	6,726,375	269,055
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー)	-	-	-

	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	1,804,040	4,510,100	180,404
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	22,216	55,541	2,221
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	2,160,734	2,160,734	86,429
証券化		-	-	-
	(うちＳＴＣ要件適用分)	-	-	-
	(短期ＳＴＣ要件適用分)	-	-	-
	(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
	(うちＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
再証券化		-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		-	-	-
	(うちルックスルー方式)	-	-	-
	(うちマンドート方式)	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		-	-	-
ＣＶＡリスク相当額÷８％		-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）		193,485,048	46,530,439	1,861,217
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を ８％で除して得た額 Ａ		所要 自己資本額 Ｂ＝Ａ×４％
		882,580		35,303
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計 Ａ		所要 自己資本額 Ｂ＝Ａ×４％
		31,810,920		1,272,436

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)	
	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	882,580
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	70,606
B I	588,387
B I C	70,606

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L M は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 10）をご参照ください。

② 標準手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究会（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y' s）
S & Pグローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上

延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国内		115,121,285	23,669,675	6,014,702	-	1,750,089	113,576,771	24,401,048	5,333,820	-	1,627,351
国外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		115,121,285	23,669,675	6,014,702	-	1,750,089	113,576,771	24,401,048	5,333,820	-	1,627,351
法人	農業	447,898	447,898	-	-	11	405,297	405,297	-	-	11
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	40,667	40,667	-	-	-	33,165	33,165	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	165,742	-	165,742	-	-	150,062	-	150,062	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,088,533	1,088,533	-	-	173,227	996,367	996,367	-	-	173,227
	日本国政府・地方公共団体	9,720,999	3,962,763	5,758,236	-	-	9,846,833	4,743,510	5,103,323	-	-
	上記以外	81,986,986	151,041	90,725	-	-	80,369,197	164,795	80,435	-	-
個人		17,978,991	17,978,773	-	-	641,346	18,181,833	18,057,914	-	-	571,641
その他		3,691,470	-	-	-	935,504	3,594,017	-	-	-	882,471
業種別残高計		115,121,285	23,669,675	6,014,702	-	1,750,089	113,576,771	24,401,048	5,333,820	-	1,627,351
1年以下		80,353,880	720,249	-	-		78,866,229	760,434	-	-	
1年超3年以下		551,040	551,040	-	-		778,789	768,288	9,735	-	
3年超5年以下		1,301,078	1,281,506	19,571	-		1,293,369	1,283,659	9,710	-	
5年超7年以下		1,545,114	1,545,114	-	-		1,093,015	1,093,015	-	-	
7年超10年以下		1,768,508	1,768,508	-	-		2,528,465	2,528,465	-	-	
10年超		22,288,152	16,293,021	5,995,131	-		21,916,748	16,602,373	5,314,375	-	
期限の定めのないもの		7,313,513	1,510,236	-	-		7,100,157	1,364,815	-	-	
残存期間別残高計		115,121,285	23,669,675	6,014,702	-		113,576,771	24,401,048	5,333,820	-	

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

	令和 6 年度					令和 7 年度				
	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	59,369	53,791	-	59,369	53,791	53,791	52,987	359	53,432	52,987
個別貸倒引当金	801,036	777,926	23,824	777,212	777,926	777,926	711,646	71,093	706,833	711,646

⑤ 業種別の個別引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

		令和 6 年度						令和 7 年度					
		期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償 却	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償 却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内		801,036	777,926	23,824	777,212	777,926	-	777,926	711,646	71,093	706,833	711,646	-
国 外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		801,036	777,926	23,824	777,212	777,926	-	777,926	711,646	71,093	706,833	711,646	-
法 人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	204,344	209,549	-	204,344	209,549	-	209,549	221,076	-	209,549	221,076	-
	日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	7,494	7,140	-	7,494	7,140	-	7,140	1,138	-	7,140	1,138	-
個人		589,198	561,237	23,824	565,374	561,237	-	561,237	489,433	71,093	490,144	489,433	-
業種別残高計		801,036	777,926	23,824	777,212	777,926	-	777,926	711,646	71,093	706,833	711,646	-

⑥ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

	令和7年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F(=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オフ・バランス資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
現金	－	528,595		528,595		－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	5,125,909		5,125,909		－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150						
国際決済銀行等向け	－						
我が国の地方公共団体向け	－	6,559,947		6,559,947		－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20						
我が国の政府関係機関向け	10～20						
地方三公社向け	20						
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	20～150	78,003,444		78,003,444		15,602,100	20
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	20～150						
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	303,933		303,933		66,888	22
（うち特定貸付債権向け）	20～150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	3,989,319	1,231,967	3,670,017	123,162	2,476,957	65
（うちトラザクター向け）	45		1,070,950		107,095	48,192	45
不動産関連向け	20～150	10,515,869		10,376,563		4,266,074	41
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	10,083,120		9,950,151		3,818,341	38
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	432,749		426,411		447,732	105
（うち事業用不動産関連向け）	70～150						
（うちその他不動産関連向け）	60						
（うちADC向け）	100～150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	963,105	990	960,778	40	963,462	100
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	99,105		99,004		99,004	100
取立未済手形	20	14,881		14,881		2,976	20
信用保証協会等による保証付	0～10	4,254,061		4,229,115		422,911	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
共済約款貸付	250～400	301,589		301,589		301,589	100
出資等	－						
上記以外	100～1250	3,986,990	－	3,986,990	－	6,726,375	169
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1,250						
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400						
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	1,804,040		1,804,040		4,510,100	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	22,216		22,216		55,541	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	250						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	150						
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	2,160,734	－	2,160,734	－	2,160,734	100
証券化	－						
（うちＳＴＣ要件適用分）	－						
（短期ＳＴＣ要件適用分）	－						
（うち不良債権証券化適用分）	－						

(うちＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分)	—						
再証券化	—						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—						
未決済取引	—						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—						
合計（信用リスク・アセットの額）	—					30,928,339	

(注)

1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

⑦ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：千円)

	令和7年度																				
	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）																				
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計								
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,125,909												5,125,909								
外国の中央政府及び中央銀行向け																					
国際決済銀行等向け																					
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計							
我が国の地方公共団体向け	6,559,947													6,559,947							
外国の中央政府等以外の公共部門向け																					
地方公共団体金融機構向け																					
我が国の政府関係機関向け																					
地方三公社向け																					
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計							
国際開発銀行向け																					
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	77,989,361		14,069				13								78,003,444						
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）																					
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計						
カバード・ボンド向け																					
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計					
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	296,306										7,627					303,933					
（うち特定貸付債権向け）																					
	100%			150%			250%			400%			その他			合計					
劣後債権及びその他資本性証券等																					
株式等							301,589									301,589					
	45%			75%			100%			その他			合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	107,095			1,990,815			408,393			835,824			3,793,179								
（うちトランザクター向け）	107,095												107,095								
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%		62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	1,210,835						1,804,336												2,842,106	4,060,176	9,950,151
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%		105%		150%	その他	合計
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け															426,305					106	426,411
	70%			90%			110%			112.50%			150%			その他			合計		
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け																					
	60%					その他					合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け																					
	100%				150%				その他				合計								
不動産関連向け うちＡＤＣ向け																					
	50%				100%				150%				その他				合計				
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く）	35,059				885,381				40,354				23				960,819				
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞					99,004												99,004				
	0%			10%			20%			100%			その他			合計					
現金	528,595															528,595					
取立未済手形							14,881									14,881					
信用保証協会等による保証付	0			4,226,011			0						3,103			4,229,115					
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																					
共済約款貸付																					

(注)

1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

⑧ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト0%	-	11,489,171	11,489,171
	リスク・ウェイト2%	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	4,213,244	4,213,244
	リスク・ウェイト20%	-	79,935,539	79,935,539
	リスク・ウェイト35%	-	3,662,097	3,662,097
	リスク・ウェイト50%	-	718,777	718,777
	リスク・ウェイト75%	-	7,608,360	7,608,360
	リスク・ウェイト100%	-	7,027,269	7,027,269
	リスク・ウェイト150%	-	57,336	57,336
	リスク・ウェイト200%			
	リスク・ウェイト250%	-	1,812,651	1,812,651
	その他	-	9,677	9,677
リスク・ウェイト1250%		-	-	-
計		-	116,534,126	116,534,126

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑨ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク 削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 （％）	資産の額および 与信相当額の合計額 （CCF・信用リスク削減 効果適用後）
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
40%未満	103,114,151			102,725,885
40%～70%	35,089	1,071,425	10%	142,184
75%	4,899,930	118,949	10%	4,832,921
80%	－	－	11%	－
85%	418,414			416,482
90%～100%	1,409,948	855	10%	1,400,406
105%～130%	432,749			426,411
150%	40,321	431	10%	40,354
250%	301,589			301,589
400%				
1250%				
その他	7,570	41,296	10%	10,747
合 計	110,659,763	1,232,958	10%	110,296,983

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

（４）信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、ＪＡのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（ｐ．92）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：千円）

区 分	令和６年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者 向け	-	-	-
法人等向け	80,000	-	-
中小企業等向け及び個人向け	67,338	2,801,379	-
抵当権住宅ローン	-	1,550,238	-
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-
証券化	-	-	-
上記以外	9,072	1,531,774	-
合 計	156,411	5,883,392	-

（注）

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてはリスク・ウエイトが１５０％になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：千円)

区 分	令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-
保険会社向け	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	34,569	824,895	-
自己居住用不動産等向け	32,697	5,268,310	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合 計	67,266	6,093,205	-

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象割引の概要CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しております。

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しております。

◇CVAリスクの特性およびCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

(8) マーケット・リスクに関する事項

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続等の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 95）をご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 96）をご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	301,589	301,589	301,589	301,589
合 計	301,589	301,589	301,589	301,589

注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和6年度		令和7年度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和6年度		令和7年度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
-	-	-	-

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

(12) 金利リスクに関する事項

- ① 連結グループの金利リスクの算定手法は、ＪＡの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。ＪＡの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p. 98）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

順 番		△ E V E		△ N I I	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	812	683	68	50
2	下方パラレルシフト	-	-	-	-
3	スティープ化	816	713		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	120	84		
7	最大値	816	713	68	50
		令和6年度		令和7年度	
8	自己資本の額	5,008		5,071	

★ J A おおふなとの概況

組 合 員 等 の 状 況

● 組 合 員 数

(単位：人、団体)

		令和6年度	令和7年度	増 減
正	組 合 員 数	5,643	5,545	△ 98
	個 人	5,610	5,512	△ 98
	法 人	33	33	-
准	組 合 員 数	13,948	13,811	△ 137
	個 人	13,890	13,754	△ 136
	法 人	58	57	△ 1
合	計	19,591	19,356	△ 235

● 組 合 員 組 織 の 状 況

(令和8年6月1日現在)

組 織 名	代 表 者 氏 名	構 成 員 数
大 船 渡 市 農 協 建 友 会	小 松 博 行	35名
J A おおふなと虹の会	上 部 博 子	11名

青年・女性組織

J A 女 性 部	及 川 久 美 子	145名
J A 青 年 部	杉 山 大 樹	11名

J A おおふなと生産組織

稲 作 受 託 協 議 会	藤 原 重 信	29名
銀 河 の し ず く 栽 培 研 究 会	船 田 秋 美 津	13名
玉 ね ぎ 生 産 部 会	大 畑 養 一	12名
き ゆ う り 生 産 部 会	矢 作 清 英	40名
ト マ ト 生 産 部 会	中 山 進	6名
ピ ー マ ン 生 産 部 会	細 谷 知 成	32名
米 崎 り ん ご 生 産 組 合	菅 原 壯 一	57名
小 枝 柿 生 産 部 会	千 葉 喜 美 夫	17名
花 き 部 会	鈴 木 力 男	9名
缶 桃 生 産 部 会	千 葉 拓 江	3名
乾 椎 茸 生 産 部 会	金 啓 寿	3名
生 椎 茸 部 会	佐 々 木 智 嘉	3名
大 船 渡 市 菌 床 椎 茸 生 産 組 合	舘 脇 一 人	3名
ズ ッ キ ー ニ 研 究 会	藤 井 洋 治	19名
酪 農 部 会	中 村 亨	5名
気 仙 地 方 和 牛 改 良 組 合	横 石 善 則	31名

● 地 区 一 覧

市 町 村	区 域
大 船 渡 市	全 域
陸 前 高 田 市	
住 田 町	

役 員 の 状 況

● 役員の就退任状況

(令和8年6月1日現在)

区 分	前年度末	当年度就任	当年度退任	当年度末	定款に定める 役員の定数
理 事	18	0	0	18	17人以上20人以内
(うち常勤)	(4)	(-)	(-)	(4)	
監 事	6	1	1	6	6人以上7人以内
(うち常勤)	(1)	(-)	(-)	(1)	
合 計	24	1	1	24	

● 役員の氏名及び役職

役 員	代表権 の有無	常勤・非 常勤の別	氏 名	業 務 委 員	備 考
代表理事組合長	有	常 勤	猪 股 岩 夫		実践的能力者
代表理事専務	有	〃	志 田 寿		管理担当、実践的能力者
常 務 理 事	無	〃	大 澤 勇 希		信用・共済担当(注1)、 実践的能力者
常 務 理 事	無	〃	佐 藤 準 悦		(株)JAおおふなとアグリサービス代表取締役社長、 営農・経済担当、実践的能力者
理 事	〃	非 常 勤	西 野 郁 夫	総 務	第一理事、実践的能力者
〃	〃	〃	大 和 田 浩 志	総 務	総務委員長
〃	〃	〃	平 山 勉	総 務	実践的能力者
〃	〃	〃	細 谷 知 成	経 済	認定農業者
〃	〃	〃	金 野 浩 一	総 務	実践的能力者
〃	〃	〃	今 野 良 孝	経 済	経済副委員長、実践的能力者
〃	〃	〃	柏 崎 明 彦	経 済	実践的能力者、 五葉地域振興(株)代表取締役社長
〃	〃	〃	菅 野 敏	経 済	認定農業者
〃	〃	〃	金 野 孝	総 務	実践的能力者
〃	〃	〃	佐 々 木 利 明	経 済	経済委員長、実践的能力者
〃	〃	〃	石 川 正 悦	総 務	
〃	〃	〃	佐 々 木 光 彦	経 済	実践的能力者
〃	〃	〃	及 川 久 美 子	経 済	女性
〃	〃	〃	多 田 ま り 子	総 務	女性、総務副委員長
代 表 監 事	〃	非 常 勤	千 葉 雅 次		員外監事(注3)
常 勤 監 事	〃	常 勤	横 澤 一 郎		(注2)
監 事	〃	非 常 勤	佐 藤 執		
〃	〃	〃	本 田 睦 夫		
〃	〃	〃	近 江 信 敏		
〃	〃	〃	鈴 木 桂 子		

注1 農協法第30条第3項の信用事業を担当する専任の理事です。

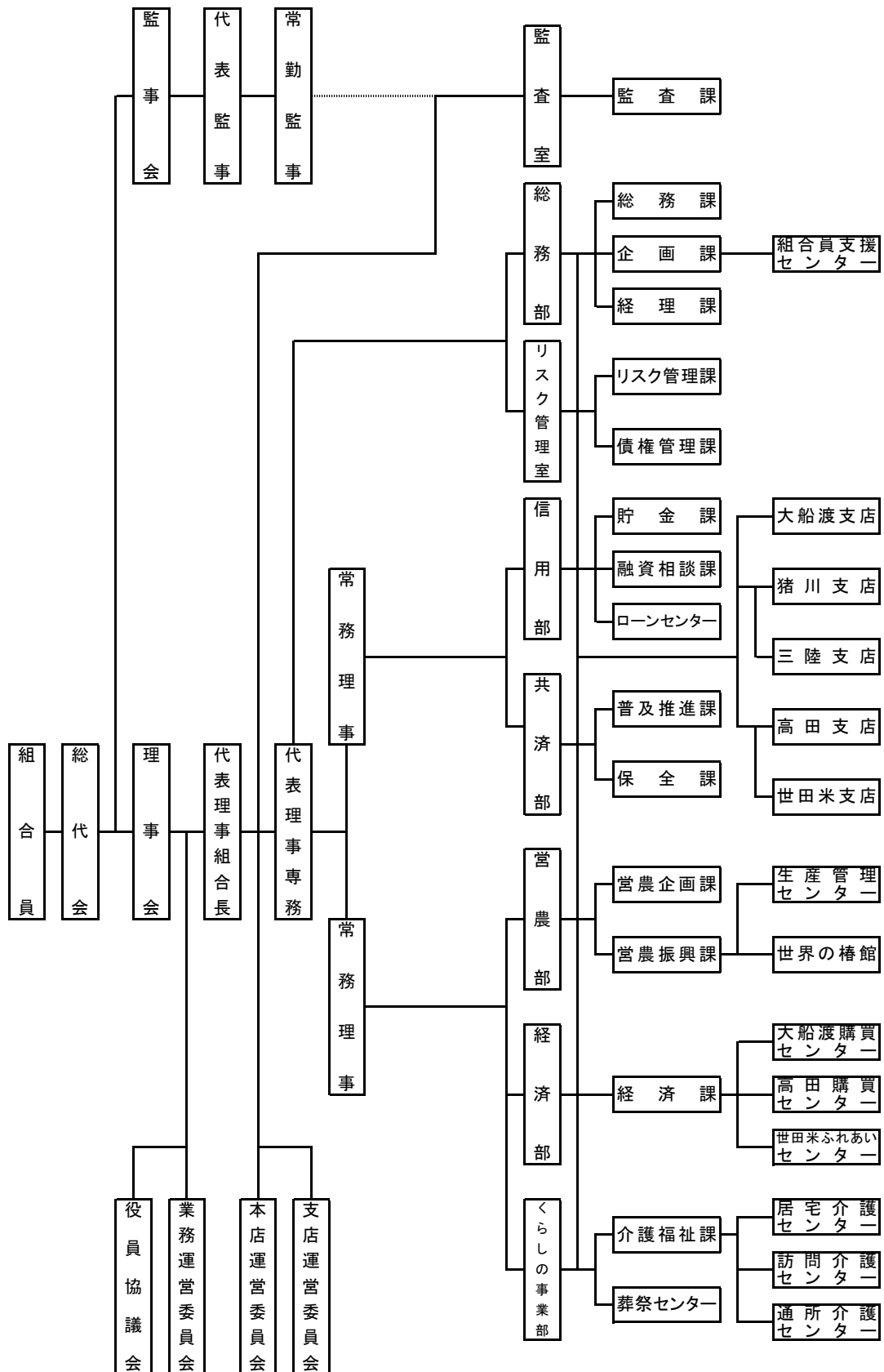
注2 農協法第30条第15項に定める常勤監事です。

注3 農協法第30条第14項に定める員外監事です。

注4 当組合は当組合の理事および監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を填補するものです。

組合の機構図

(令和8年6月1日現在)



会 計 監 査 人 の 名 称

みのり監査法人（令和8年6月現在） 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE 田町14階

店 舗 ・ 施 設 一 覧

（令和8年6月1日現在）

	店 舗 名	住 所	電 話 番 号	A T M	
				設置種類	利 用 時 間
事 務 所	本 店	大船渡市大船渡町字茶屋前167-4	(0192) 26-5211	—	—
	大船渡支店	大船渡市大船渡町字茶屋前167-4	(0192) 26-4121	A T M	平 日 8:00～21:00 土日祝 9:00～19:00
	猪川支店	大船渡市猪川町字前田5-16	(0192) 26-2138	A T M	平 日 8:00～21:00 土日祝 9:00～19:00
	三陸支店（仮設店舗）	大船渡市三陸町越喜来字肥の田29-3	(0192) 44-2131	—	—
	高田支店	陸前高田市高田町字森の前707-7	(0192) 54-3290	A T M	平 日 8:00～21:00 土日祝 9:00～19:00
	世田米支店	住田町世田米字川向77-2	(0192) 46-2155	A T M	平 日 8:00～21:00 土日祝 9:00～19:00
経 済	大船渡購買センター	大船渡市猪川町字前田14-25	(0192) 26-4044	—	—
	高田購買センター	陸前高田市高田町字森の前707-7	(0192) 54-4148	—	—
	世田米ふれあいセンター	住田町世田米字川向77-2	(0192) 46-3664	—	—
介 護	立根介護支援事業所	大船渡市立根町字関谷45-1	(0192) 26-1231	—	—
	日頃市介護支援事業所	大船渡市日頃市町字関谷45-3	(0192) 28-2900	—	—
葬 祭	J A 葬祭会館 ごくよう大船渡会館	大船渡市盛町字下館下7-16	(0192) 27-5940	—	—
	J A 葬祭会館 ごくよう高田会館	陸前高田市竹駒町字滝の里149	(0192) 54-5940	—	—
	J A 葬祭会館 ごくよう住田会館	気仙郡住田町世田米字川向33-4	(0192) 46-4194	—	—

店 舗 ・ 施 設 一 覧

(令和8年6月1日現在)

	店 舗 名	住 所	電 話 番 号	A T M	
				設置種類	利 用 時 間
生産流通センター	生産管理センター	大船渡市日頃市町字上宿40	(0192) 28-2061	—	—
	大船渡水稻育苗センター	大船渡市日頃市町字上宿39-1	—	—	—
	大船渡花き育苗センター	大船渡市日頃市町字上宿39-1	—	—	—
	西部農業センター	陸前高田市竹駒町字下壺33-1	(0192) 54-2029	—	—
	高田育苗センター	陸前高田市竹駒町字下壺33-1	(0192) 54-2029	—	—
加工場	小枝柿加工施設	大船渡市日頃市町字上宿321	—	—	—
	製茶加工施設	陸前高田市米崎町字樋の口34-2	—	—	—
	J A みそ加工場	大船渡市日頃市町字下鷹生126-2、129-2	—	—	—
資材倉庫	末崎資材倉庫	大船渡市末崎町字平林48-1	—	—	—
	横田資材倉庫	陸前高田市横田町字黄金山3-1	—	—	—

● 店舗外A T Mコーナー設置場所のご案内

県立大船渡病院	A T M	平日 8:00～19:00
		土日祝 休 止
サン・リア・ショッピングセンター内	A T M	平日 9:00～19:00
		土日祝 9:00～19:00
末 崎	A T M	平日 8:45～19:00
		土日祝 9:00～17:00
越喜来診療所前	A T M	平日 8:00～21:00
		土日祝 9:00～19:00
綾 里	A T M	平日 8:00～21:00
		土日祝 9:00～19:00

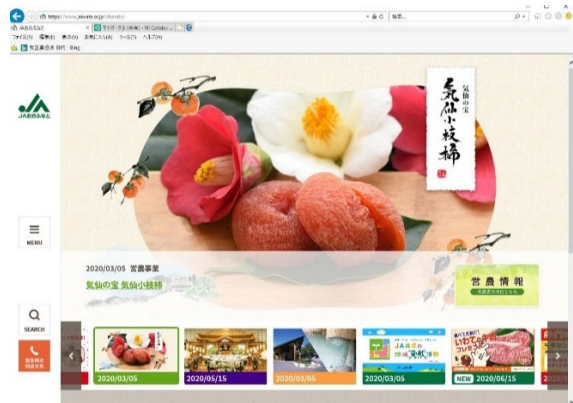
ＪＡ おおふなとから全国へ

ＪＡおおふなとでは、当ＪＡの出来事やさまざまな情報について広く知ってもらおうと、ＪＡおおふなとのホームページをインターネット上に開設しております。

このホームページは、「営農事業」、「信用・共済事業」、「経済事業」、「介護事業」、「葬祭事業」、「大船渡市農業協同組合」の６コーナーからなり、さらにコーナーごとに項目が分かれています。

「大船渡市農業協同組合」コーナーでは、当ＪＡの概要を紹介しており、更に当ＪＡの広報誌をPDFファイルにて掲載しております。

関連リンクには「ＪＡバンク」をはじめ、県下各ＪＡ等、関係団体の最新の情報について紹介しております。



ホームページURLは、<https://www.jaiwate.or.jp/ofunato/> です。

沿 革

昭和 41 年 3 月 1 日	市内 7 農協が合併し、大船渡市農業協同組合として発足
昭和 47 年 3 月 30 日	大船渡市農協会館（旧本店）落成
昭和 62 年 11 月 19 日	寒河江市農業協同組合（現在のさがえ西村山農業協同組合）と姉妹提携
平成 3 年 11 月 19 日	気仙地区農協葬祭センター「ごくよう」の開所
平成 4 年 3 月 1 日	農協の愛称「ＪＡ」を使用開始
平成 8 年 9 月 30 日	花き育苗センター落成
平成 14 年 3 月 1 日	旧ＪＡさんりくと合併 新生「ＪＡおおふなと」としてスタート
平成 16 年 9 月 1 日	介護支援事業所の開所
平成 20 年 5 月 1 日	旧ＪＡ陸前高田市と合併 新生「JAおおふなと」としてスタート
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災で被災
平成 26 年 10 月 30 日	陸前高田市営農拠点施設開所
平成 27 年 11 月 14 日	第 1 次支店再編を実施（15支店から12支店体制へ）
平成 28 年 3 月 28 日	猪川支店新店舗オープン
平成 29 年 2 月 5 日	ＪＡおおふなと創立50周年記念事業実施
平成 29 年 11 月 11 日	第 2 次支店再編を実施（12支店から 8 支店体制へ）
平成 29 年 11 月 13 日	世田米支店・世田米ふれあいセンター新店舗オープン
令和 1 年 9 月 7 日	第 3 次支店再編を実施（8支店から 6 支店体制へ）
令和 1 年 9 月 9 日	大船渡支店新店舗オープン
令和 2 年 10 月 10 日	第 3 次支店再編を完了（6支店から 5 支店体制へ）
令和 2 年 10 月 12 日	高田支店・高田購買センター新店舗オープン
令和 3 年 11 月 13 日	葬祭会館ごくよう大船渡会館オープン
令和 7 年 1 月 17 日	葬祭会館ごくよう住田会館オープン